

総務文教委員会記録

○開催日時

平成26年6月27日 午前10時2分～午後2時22分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

| | | | |
|------|------|----|-------|
| 委員長 | 福元光一 | 委員 | 成川幸太郎 |
| 副委員長 | 徳永武次 | 委員 | 下園政喜 |
| 委員 | 杉藪道朗 | 委員 | 森満晃 |
| 委員 | 川添公貴 | | |

○紹介議員

議員 佃昌樹

（請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書）

議員 持原秀行

（請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書）

○その他の議員

議員 瀬尾和敬

議員 持原秀行

議員 佃昌樹

議員 小田原勇次郎

○説明のための出席者

総務部長 今吉俊郎

予防課長 有村淳一

総務課長 田代健一

南部分署長 塩田徹二郎

秘書室長 鬼塚雅之

文書法制室長 堀ノ内孝

教育部長 中川清

財政課長 今井功司

教育総務課長 鮫島芳文

財産活用推進課長 平原一洋

主 幹 上口憲一

税務課長 山口秀昭

学校教育課長 原之園健児

収納課長 枇杷繁

社会教育課長 橋口誠

契約検査課長 堂元清憲

文化課長 岩元ひとみ

危機管理監 新屋義文

市民スポーツ課長 坂元安夫

防災安全課長 角島栄

少年自然の家所長 上村実行

課長代理 寺田和一

中央図書館長 本野啓三

原子力安全対策室長 遠矢一星

選挙管理委員会事務局長 森園一春

会計課長 今吉美智子

監査事務局長 火野坂博行

消防局長 新盛和久

公平委員会事務局長

次長兼警防課長 福山忠雄

消防総務課長 菅牟田哲

議会事務局長 田上正洋

議 事 調 査 課 長 道 場 益 男

○事務局職員

事 務 局 長 田 上 正 洋
課 長 代 理 南 輝 雄

主幹兼議事グループ長 瀬戸口 健 一

○審査事件等

| 審 査 事 件 等 | 所 管 課 |
|---|------------------------------|
| 議案第56号 薩摩川内市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第57号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について 議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 |
| 議案第65号 財産の取得について 議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書 (所管事務調査) | 教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 |
| (所管事務調査) | 社 会 教 育 課 (中 央 公 民 館) |
| 議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 文 化 課 |
| 議案第55号 薩摩川内市スポーツ交流研修センター条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査) | 市 民 ス ポ ー ツ 課 |
| 議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 中 央 図 書 館 |
| (所管事務調査) | 少 年 自 然 の 家 |
| 議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書 (所管事務調査) | 財 政 課 |
| 議案第54号 薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査) | 税 務 課 |
| (所管事務調査) | 収 納 課 |
| (所管事務調査) | 総 務 課 |
| (所管事務調査) | 秘 書 室 |
| (所管事務調査) | 文 書 法 制 室 |
| (所管事務調査) | 財 産 活 用 推 進 課 |
| 議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) | 契 約 検 査 課 |
| (所管事務調査) | 防 災 安 全 課 |
| (所管事務調査) | 原 子 力 安 全 対 策 室 |
| (所管事務調査) | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 |
| (所管事務調査) | 会 計 課 |
| (所管事務調査) | 監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局 |
| (所管事務調査) | 議 事 調 査 課 |
| 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書の提出について 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について | — |

△開 会

○委員長（福元光一）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△消防局の審査

○委員長（福元光一）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第56号 薩摩川内市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）まず、議案第56号薩摩川内市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅田哲）改めまして、おはようございます。消防総務課でございます。

議案第56号について、御説明申し上げますので、議案つづり（その1）、56-1ページをお開きをください。

薩摩川内市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由については、本会議初日に消防局長が申し上げておりますので、割愛をさせていただきます。

それでは、56-2ページをお開きをください。

現在の消防本部及び中央消防署の所在地は、原田町22番10号でございますが、御案内のとおり、新消防庁舎新築移転に伴いまして新たな所在地を中郷町5031番地1に変更をするものでございます。

なお、施行日については、平成26年7月18日でございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第57号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）次に、議案第57号薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○予防課長（有村淳一）予防課でございます。

議案第57号について、御説明いたします。

まことに恐れ入りますけれども、議会資料の議案第57号薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての資料に基づき説明をさせていただきますので、御準備いただきまして、また、合わせて総務文教委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

議会資料の一番下のほうの参考というふうに書いてございますが、今回の改正につきましては、福知山花火大会会場での火災を踏まえまして、対象火気器具等の取り扱いに関する規定整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るために大規模な催しを主催する者に対して防火担当者の責任、火災予防上必要な業務計画の作成等を義務づけるものでございます。

1 番目の改正趣旨につきましては、ごらんいただきたいと思います。

2 の改正内容でございます。

(1) の消火器の準備ですが、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の者の集合する催しに際しまして使用する場合は、消火器を準備して使用することを義務づけます。

恐れ入りますが、委員会資料の1ページの下、米印のところをごらんいただきたいと思いますが、対象となる火気器具等の例を示してございます。

ガスコンロ、鉄板焼き器、石油ストーブ、発電機等が該当いたします。これらの器具を使用する場合は、消火器の準備が必要になります。

続きまして、議会資料のほうにお戻りいただきまして、(2) の指定催しの指定でございます。

祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合、人命または財産に特に重要な被害を与える恐れがあると認めるものを指定催しとして指定いたします。

恐れ入ります、委員会資料の1ページ中ほどの囲みをごらんいただきたいと思いますが、そこに、1、大規模なものとして局長が定める要件をお示しいたしております。

次の、下の囲みには、2、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものの要件をお示しいたしております。この、1及び2の要件に該当したときに指定催しとして指定することといたしております。

本市におきましては、この要件に該当しそうな催しは川内川花火大会が考えられますけれども、来月開催予定の関係者安全対策会議の内容等踏まえて、判断をいたします。

なお、この消防局長が定める要件等につきましては、条例改正後、告示で定めることといたしております。

次に、議会資料にお戻りいただき、(3) の指定催しの防火管理についてでございます。(2) で指定されました催しを主催するものは、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることを義務づけます。

また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防局のほうへ提出す

ることを義務づけるものでございます。

続きまして、(4) の露店等の開設届出でございます。

現在、枯れ草焼きとか、バルサンたきとかいたしますときに、火災と紛らわしい煙または火炎を発する恐れのある行為などをしようとする場合は、火災予防条例に基づきまして、あらかじめその旨を届け出する必要があると思いますが、新たに対象火気器具等を使用する祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の者の集合する催しに際して、露店等を開設する場合は、消防局長に届け出することを義務づけるものでございます。

(5) の罰則についてでございます。

指定催しの主催者が、火災予防業務計画を消防局へ提出しなかった場合は、当該指定催しの主催者に対しまして、罰金を科することを規定いたします。なお、この罰則につきましては、指定催しの主催者である法人の代表者、個人だけでなく、その法人に対しても同時に適用される両罰規定を設けるものでございます。

最後に、この火災条例の一部改正につきましては、施行期日を公布の日から施行することといたしております。

今回の改正では、基本的に屋外での露店等を出店し、対象火気器具等を使用する際は、消火器の準備及び開設の届け出が義務づけられますとともに、特に大規模な屋外催しで、指定催しに該当するものは、指定催しとして指定し、防火担当者の選任、あるいは防火管理に関する業務計画の作成・提出を義務づけられ、計画書が未提出でございますと罰則規定があるということになります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）この条例ができることは非常にありがたいことで、市民の安全対策上必要だというのはわかるんですけども。今回花火大会にこれが適用されていくってような噂の中で、その露店商、結構子どもたちが集まって喜んでるんだと思いますけど、この露店商の数が今回大幅に削減されるんじゃないかという話を聞いたんですが、そういうことは起こり得るのでしょうか。

○予防課長（有村淳一）今回、川内川の花火大

会で主催者でございます商工会議所とも事前に何回か協議をいたしておりますが、最終的には来月に開催されます関係者の安全対策会議におきまして、火災予防上問題がないか、それから緊急時において警備上問題がないか、そういったことを総合的に含めまして判断することといたしておりますので、現在のところでは、まだそういったことは出ておりません。

○消防局長（新盛和久） この条例によって露店商が減るかというような話でございますが、露店を開設するという権利はそれぞれお持ちなわけでございます。ですから、例えば道路使用許可を取られて、露店を出されるという部分は、それはもう露店商の方々の権利でございますので。要はどこで出されるかという部分については、制限がかかってくる可能性はございますけれども、露店が減るかどうかという御質疑であれば、それは露店商の方のお考えであるということであると思いません。

以上です。

○委員（川添公貴） 二、三お聞きしたいと思うんですけど、大規模なっていうことで、大規模なものを消防局長が定める要件に該当するものとなっているんですが、まず基準として大規模の範囲です。川内川なんか、私なんか言やあ、特別に大規模なんで。仮に東郷町の夏祭りが直近であるわけなんです、これが約千何人おいでになるんで、私なんかにしてみや大規模なんです。

先ほど、今後そういう会議の中でどの程度までを判断するのかっていうことは決めていかれるっちゃうお話はされたんですけど。ある程度人身を守るといふ観点からいくと、やはりそこ辺まで網をかけていかれるのかどうか、この条例で。その会議で決められるっていうことなんで、条例は条例としてあるっていうことなんで、その大規模の解釈の問題です。

そこを、そこ辺まで網をかけていかれるのかどうか、できれば網をかけていただきたいとは思っています。

それから、コミュニティ関係でいろんな催し物をした場合、これも露店じゃないんですけど、プロパンとか使ったりするんですけど、そこまでも含めて大規模と解釈するのかどうかと。それはもう小規模だよっていうのか、その基準点をどの辺に、今の段階でお考えになっているのかっていう

ことをお聞かせ願いたいと思うんですけど。

○予防課長（有村淳一） まず、1点目の大規模な催しの解釈でございますけれども、基本的には、委員会資料の局長が定める要件の中でもお示ししておりますが、これを基本に考えたいと思います。

ただし、大なり小なり、そういった火災の発生、危険性というものはございますので、そういった形で進めたいと思っております。

それから、第2点目の、コミュニティ関係の夏祭りですとか、そういった場合の催しでの火気取り扱いについてでございますけれども。コミュニティ、それから自治会等で、各地域でそういった祭り等々が開催されると思っておりますけれども、そういった場合の規制もいたします。

開設の届け出、それから消火器の準備、これはもう基本的にそういった露店、屋台、模擬店等出店する場合は、この条例にかかってまいりますので、そういったところで規制してまいります、私どものほうで事前にそういった開設の届け出、あるいは消火器の準備といった火災予防上の安全性の問題を御説明申し上げながら、御理解いただき進めたいと思っております。

以上です。

○委員（川添公貴） わかりました。

大規模っていう概念はあるんだけど、安心・安全なっていうか、不特定多数が多く集まるところにおいては、そういうこの条例を活用していかれるということで理解してよろしいかと思っております。

そしたら、これからシーズンになるんで、ぜひ、本会議で、7月4日で採決を待たなけりゃいけないでしょうけれども、周知広報、ここをぜひ強めていただきたいと思っております。

えっ今さらっていうことがないように、各自治会、地区コミとかそういう単位のところまで、安心・安全のためにやっていくっていうことも重要なんで、ぜひそういうのが必要だよっていうことを周知していただければ助かるのかなって思っています。

その周知の方法について、御意見がありましたら、御回答をお願いしたいと思います。

○予防課長（有村淳一） この条例が議決された後、直ちにこういった催し物の関係者、あるいは、自治会、コミュニティ等々にも御説明に回る予定でございます。

そしてまた、市の広報紙、あるいは、消防局の

ホームページ等にも掲載して住民の御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（福元光一）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（佃 昌樹）今の川添委員の話の延長になるんですが、企画経済委員会のほうでは、自治会とか、コミュニティとか、そういったものの活動や、コミュニティビジネスとかそういったものを養成していく、活性化していく、そういったふうに取り組みをしていかにやいかんとなってるんです。

したがって、こういった条例の規制によって自治会のそういった催しの取り組みとか、コミュニティのビジネスの、または催しの規制につながっていく、こうなると条例が全然——これを先行すると潰れていくことになっていきますので、消防局として、やっぱりそういうのは醸成をしながら、指導をきちっとやっていく体制づくりっていうのか、そこのところがないと、条例一本で何もできなくなってしまうことがないように、ぜひお願いをしたいというふうに思っていますので、そういった体制も考えておいていただきたいと思えます。

回答は要りません。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

○議員（小田原勇次郎）ありがとうございます。1点だけ。

この条例の趣旨については、十分に理解ができるところでした。安全対策上の部分の中で、周知もされるということでありましたので、非常にやっぱり大なる催し、指定は受けないにしても小学校を単位した大きな祭り、そして今度は小さな自治会単位でやる祭り等がありますので、周知の漏れがないような周知体系は。これは意見は申し上げられませんので、それが望ましいなという思いと。あと、この例えば小さな祭りであっても、いわゆるガスコンロに対する消火器を何本設置しなさいという、基数のその規定はないという理解でいいのかの確認と、あともう1点は、小さな祭りにつきましては、委員の皆様方おっしゃるように、露店が少なくなるとかそういう懸念がある中で、要するに消火器を準備しないといけないって

いう経費部分が祭りの実行委員会側に発生するものですから、購入しなきゃいけないのか。そこあたりの1日でレンタルでして、消火器を使えるという、祭りで。そこあたりの制度があるかどうかをちょっと教えていただけませんか。

○予防課長（有村淳一）まず、消火器の本数といますか、基数の問題でございまして、特に何本設置しなさいということはございませんけれども、日常的なものを考えて1店舗につき1本は設置していただきたいと思えます。

それから、複数露店等を開設される場所がございまして、これにつきましては、その複数の店舗、出展される場所の中で10メートルないし20メートルの、歩行距離の間で、消火器の準備といますか、使用ができればオーケーですよというような形で、それと複数の中で協議していただいて消火器を2本なり、3本なり設置していただくというようなことになろうかと思えます。

それから、消火器の購入の問題でございまして、これは私ども薩摩川内市だけではございませんで、これは全国的な条例の一部改正になっておりますので、そういった防火対策上の面を露店等の出店業者にも十分御理解いただいて、消火器の準備といますか、購入等々をお考えいただきたいと思っております。

なお、消火器のリース等については、ちょっとこちらで把握はしておりませんが、今後ともそういった祭り等々、あることでございまして、そういった出店の際には、ぜひとも準備をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市

一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（菅牟田哲）消防総務課でございます。

議案第62号薩摩川内市一般会計補正予算、消防局所管部について御説明申し上げます。

各会計予算書・予算に関する説明書（第1回補正）により申し上げます。

歳出より申し上げますので、25ページをお開きをください。

9款1項消防費、3目常備消防施設費では、補正額1,500万円の補正額でございますが、これは、現在整備を進めております新消防庁舎建設工事に、電気設備工事で、安定的な電源確保に伴う電気設備の仕様の変更のため、工事請負費の補正を計上させていただいたところでございます。

恐れ入りますが、前にお戻りいただき、5ページをお開きください。

第2表、継続費補正について申し上げます。

表左側、補正前16億1,497万8,000円については平成25年第2回補正により変更させていただいておりますが、今回、消防庁舎等建設工事に伴う最終的な継続費の変更をさせていただいたところでございます。

以上で、議案第62号一般会計補正予算、消防局所管分について説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。まず、当局に説明を求めます。

○予防課長（有村淳一）それでは、委員会資料の2ページをお開きください。

まず1、京セラ株式会社鹿児島川内工場視察についてでございます。

4月14日に同工場の御協力をいただきまして、第6回目となる工場視察を実施いたしました。今回は第2ブロック、あのグラウンドがある上のほうでございますが、第2ブロックのほうで、職員34名が参加をいたしました。

内容につきましては、防火対象物の関係者との情報交換、建物の配置、消防用設備等、危険物施設、それから消防活動阻害物質等の状況を確認をいたしました。万が一、災害が発生したときにおきまして、迅速かつ的確な対応と連携がとれるように実施しているものでございます。

以上です。

○南部分署長（塩田徹二郎）南部分署長、塩田でございます。

各消防署の所管事務につきまして御説明いたします。

引き続き資料は2ページでございます。

2の各消防署の見学について、4月から6月にかけて、市内8小学校から合計243名の児童が、社会科学習の一環として各消防署の見学に訪れました。写真は、中央消防署と祁答院分署での学習状況でございます。

次に3ページをごらんください。

3、自主防災組織などの訓練状況でございます。

本年3月以降、8組織258名の皆様に御参加いただき、各種訓練を実施していただきました。引き続き自主防災訓練実施の啓発に努めてまいりたいと考えております。

写真は、東郷町本俣自治会と中郷三丁目菌自治会での訓練状況でございます。

あけていただきまして、4ページでございます。

4、各種訓練等について御説明いたします。

まず（1）特定防災訓練でございます。

災害の発生及び拡大の防止を図るため、4月に九州電力川内発電所で、また5月には川内ガスターミナルにおいて自衛消防隊、共同防災隊、消防署合同で訓練を行いました。各事業所の計画に基づき、年間を通して合同訓練を実施しております。

次に、（2）舟艇訓練でございます。出水期を前に、ゴムボートの組み立て訓練、舟艇の操縦訓練を実施しました。写真は訓練の状況でございます。

5ページをごらんください。

(3) 新幹線さく内立ち入り合同訓練でございます。

まず、消防本部合同で新幹線さく内及び線路内に立ち入る際の手順や、線路内の設備・危険性等について、JR九州より説明を受けました。写真は消防本部での研修状況と実際に新幹線線路内に立ち入り、新幹線通過に備え退避場所で防御態勢をとっているところでございます。

続きまして、(4) 高速船甌島集団事故対策訓練でございます。

高速船甌島就航に伴い、万が一の海難事故に備え、各種団体106名の参加のもと、乗船客の避難誘導訓練、曳航訓練、また救助船による港への負傷者搬送、救護など、各種訓練を実施いたしました。写真は各訓練の様子でございます。

以上で、各消防署の所管事務につきまして説明を終わります。

○次長兼警防課長（福山忠雄） それでは、6ページをごらんください。

5の消防救助技術指導会について御説明申し上げます。

5月30日に消防学校で開催されました鹿児島県消防救助技術指導会には本市から7種目44人の隊員が参加いたしましたところでございます。

県指導会の結果、(2)に記載のとおり、7月18日に宮崎市で開催されます九州地区消防救助技術指導会に鹿児島県代表といたしまして、障害突破及びロープブリッジ救出の2チームが出場予定でございます。

6の中学生に対します普通救命講習について説明申し上げます。

本年度から、教育委員会と連携しまして、市内14中学校の中学2年生を対象といたしました普通救命講習の実施に伴い、第1回目を6月3日に平成中学校で開催したところでございます。

なお、本年度は、開催回数が20回で935人の中学生が受講予定でございます。

資料は7ページになります。

7の薩摩川内市総合防災訓練につきましては、5月18日に中郷町の河川敷におきまして、職員及び団員、計135人が参加し、水防工法等の訓練のほか、各種訓練を実施いたしました。

次に、消防団の活動状況等につきまして御説明いたします。

まず(1)の6月現在の人員状況でございます

が、条例定数1,329人に対しまして、実員は1,280人で充足率は96%でございます。

なお、分団ごとの人員の条件につきましては、最終の10ページに添付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、(2)の新入団員の研修等でございますが、本年4月に入団いたしました52人の新入団員等を対象に、市内3カ所で研修を実施いたしております。

次に、資料は8ページになります。

(3)の市制施行10周年記念、第5回薩摩川内市消防操法大会を5月25日に開催いたしましたが、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、多数御参列いただき、まことにありがとうございました。結果につきましては、資料に記載のとおりで、各部の上位4チームが7月13日に薩摩町で開催されます薩摩支部消防操法大会に薩摩川内市代表として出場いたします。

また、下段に写真を掲載しておりますが、女性消防団員による軽可搬ポンプ操法を、団本部付女性分団、上甌及び下甌団体女性部の3チームが訓練を実施したところでございます。

○予防課長（有村淳一） それでは、火災の発生状況について御説明申し上げます。

9ページをごらんください。

(1)の火災の発生状況でございますが、5月末現在、23件の火災が発生し、損害額は486万8,000円でございます。前年同期と比較しまして、発生件数は同数となっております。

損害額につきましては、1,321万9,000円の減となっております。

これは、建物火災、特に住宅火災の減少とともに、半焼以上の焼損が減少したことによるものでございます。

また、右の表には、死者、負傷者の数を掲載してございますが、昨年同期より減となっております。

次に(2)の地域別で見ますと、5月末現在の前年比較では、川内地域で5件の減となっている一方で、樋脇、祁答院地域で若干増加をいたしております。

また、火災種別では、枯れ草火災等のその他火災が13件、建物火災7件、林野火災3件の順となっております。

(3)の月別でございますが、2月、3月に昨

年より増加傾向にございましたけれども、5月には3件の減少に転じております。農繁期を迎え、田畑の刈り取った後の枯れ草焼きの際、ちょっとした油断、不注意によって周囲へ延焼するといった事案が発生しております。事前の届け出と消火の準備をされてから実施されるよう、さらなる防火広報に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）引き続き救急の状況につきまして御説明申し上げます。

平成26年5月末現在の救急件数は、1,735件で対前年比158件の増でございます。4段目の地域別では、川内地域が増加しており、その他の地域は、微増、微減の状態でございます。救急の種別では、主に急病、転院搬送、交通事故が増加しているところでございます。

5番目の表の下段になりますが、ドクターヘリに関しましては、5月末までに11件要請をしております。内訳は、119番覚知後、あるいは救急隊が現場到着後に要請いたします現場搬送が7件、病院間の施設間搬送が4件で、地域別では本土地域が9件、甌島地域が2件でございます。

以上で、救急の発生状況につきまして、報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜）今、火災発生の状況を教えてくださいました。大変、枯れ草火災がいっぱい発生しているということなんです。市民の意識に差があるんじゃないかなと感じております。といいますのは、田舎を回りますと農作業の後なんかには、もみ殻等に火をつけたまま放置して、誰もいないところが見受けられるんですが、消防団でもいいですし、もうちょっと市民の方々に注意をするということで、文書等でそういう方には注意できないかということ。そしてまた農作業で発生したものを焼いていいという認識の方がいらっしゃるようでございますけれども、それをずっとためといて、一遍に火をつけてものすごく燃えてる現場を見ましたけれども、ああいう方々もそういう認識がないんじゃないかと思っておりますので、注意というじゃなくて、文書でこう、なんか勧告するようなことはできないかと思っております。

いかがでしょうか。

○予防課長（有村淳一）先ほども御説明の中で申し上げましたけれども、火災予防条例の中でそういった枯れ草焼き等をする場合、届け出をいただくことになっております。そういったことも住民に十分御理解いただきながら、周知いただきまして、そういった届け出を出していただき、かつ、火災予防上安全にそういった行為を行っていただきますよう、今後とも周知してまいりたいと思います。

昨年私が西部署におりましたときに、下園委員から先ほどの火をつけたまま家に戻ったりとかっという事案を御連絡いただきまして早速対応したところでございますが、その方につきましては、今後そういったことがないように事前の届け出、連絡等をされるように十分御説明しながらお話ししたところでございました。

今後ともそのほかの方々にもこういったことを十分周知しながら火災予防に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、消防局を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午前10時42分休憩

~~~~~

午後10時44分開議

~~~~~

**○委員長（福元光一）**休憩前に引き続き、会議を開きます。

△教育総務課・学校教育課の審査

**○委員長（福元光一）**次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第65号 財産の取得について

**○委員長（福元光一）**それでは、議案第65号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、議案つづりのその2の65-1ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、議案第65号財産の取得について御説明いたします。

提案の理由につきましては、さきの本会議で部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

取得する財産でございますが、1、財産の名称は教育用コンピュータでございます。2番目に数量はコンピュータ208台及びその周辺機器等で、平成19年度に購入いたしました小学校8校分について更新するものでございます。

OSがWindows XPのパソコンを今回買いかえるものでございまして、208台の内訳といたしましては、キーボードが別についておりますタブレットパソコンの児童用200台と、ノートパソコン、先生用の8台であり、周辺機器といたしましては、タブレットパソコン充電保管庫、無線LANアクセスポイント、それからカラーレーザープリンター、スキャナー等でございます。

取得価格でございますが、5,281万2,000円でございます。

取得の相手方につきましては、鹿児島市金生町4番10号の富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店、支店長池田憲一様のほうから。それぞれ学校の台数につきましては、次のページに記載してありますので、御参照いただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴） 二、三お聞きしたいんですけど、タブレット型パソコンということなんで、どのようなタブレット型にされたのかということが1点。

それから、Wi-Fiスポットをつけられたということで。ということは、この学校に全部Wi-Fiスポットを設置したのかというのが2点目。

それから、Wi-Fiスポットがあればネット

に接続できるんで、セキュリティーはどのように。この契約の中に多分入ってると思いますんで、セキュリティーはどのようにされたのか、大きく3点です。

4点目です。今、タブレットを使って。教師用の、今うちもあると思うんですが、黒板用のボードがありますよね。ボードから連動をかけて、子どものタブレットに映すことができ。黒板に書いてあるやつが手元のタブレットに出るというのができるんです。ですからどういう機能を持ったタブレットなのか。今教育用材料で、教師の方が事前に準備した内容をタブレットに一斉配信をかけるというのがもう常識なんで。そういうことをされたのか、どういうふうにされたのかっていうのが4点目です。

5点目、執行残については今後活用の道はなかったのかどうか、それとも予算枠いっぱいばいばいで、台数を補完できなかったものかどうか、ほかの学校にも。お願いしたいと思います。

それと6点目、タブレットPCですから、多分、Windowsソフトを入れてあると思うんですけど、Windows 8なのかどうか。タブレットですから8を入れるしかないだろうと思うんで、そこが6点目です。

以上、たくさんでしたけど、簡単に答弁をお願いしたい。

○教育総務課長（鮫島芳文） Wi-Fiにつきましては、各学校、小規模校のところについては2台、それから大規模校で、ある程度の、20台から40台入れるところについては、3台入れる予定しております。

無線LANアクセスポイントということで。この部分については、大体1台当たり半径20メートルから25メートルをカバーできるということですので、ある一定のところまではカバーできるってこと。それと、この無線LANアクセスポイントについては、通常の公衆用無線LANとは違っていて、学校内にはそこにはほかの方が同じようにタブレットパソコン持って来ても通信が受信できない形で、セキュリティーをかけるっていうふうな形を考えております。

それと、一応、このタブレット型についてはICTの電子黒板と連動できるような形になっております。

それと、執行残につきましては、当初予算で予

算額につきましては、5,334万円予算計上してございますので、執行残は52万8,000円ですので、ほかののに使うとしても変更はできませんで、新たに周辺機器を購入するぐらいしかできないという形になります。

それと、Windowsについては、言われましたとおり8を入れる形になります。

それと、あと、このタブレットにつきましては、基本的には専用ペンを使って簡単に画像もできるような形で、子どもたちが使えるような形にしますので、いろんな形で今後使えるように、先生方のほうにも使い方の研修、今後していく予定にしているところです。

以上でございます。

○委員（川添公貴）まず、ICTをされるということで、これは当然これを使っていかないとタブレットの意味がないので、ぜひ教育して。いろんなソフトが売ってるんです。私もあちこち見ているんですけど、有効に活用すれば学習能力はかなり上がったという実績も聞いてるんで、この導入を前から私も言っていたんですけど、ぜひ、ありがたかったということだと思います。

それからフリーWi-Fiじゃなくて、一定のセキュリティ、パスワードつきでやられるということなんで、そしたら台数の制限があるのかなと思うんで、それは仕方ないでしょうけど、それは了解しました。

今後、この教育の中身についてぜひ実践例があったら、今後広めていくためにも教えていただきたい、どういう効果があったのかってことが。やはりネットでしか知らないんですけど、ほかのこういう使ってる学校を調べると、かなり学力が上がったとかってことを聞きますので、ぜひお願いしたい。

それから、ちょっと済いません、先ほど予算と結果について、結果をちょっと差し引きを、算数が苦手なものですから、差し引きで桁を間違ったんですけど。あんまり残が残らなかったことは予算の範囲内でぴしゃっとおさまったってことですよね、裏を返せば。ですよね。それで、入札に際して、ぴしゃっとおさまったってことは、どのような入札方法をされたのかってことがちょっと気になるところです。

随契なのかどうか。随契じゃないだろうと思うんですけど、そこ辺をもう一回詳しく教えて

いただきたい。

○教育総務課長（鮫島芳文）今回につきましては、指名競争入札ということで12社、市内業者が2社と、市外業者が10社っていうことで、ある一定のシステムエンジニアが常駐しているところを選定しまして、そこで入札を行いました。

入札に当たりましては、全社から1回見積もりを取りまして、その中で、全社で安いところで予定価格をつくって、実際入札を行っているっていう状況になります。

○委員（川添公貴）否決するんじゃないで認めらるんですけど。何でかっていうと、今入札の中でこういうのは価格の問題じゃなくて、コンピュータというのは、技能の問題が一番優先するんです。ですから、予算の範囲でおさまったっていうことは、それはもうありがたいことなんですけど。その中において、今技術者が常駐してるところを選ばれたっていうことで、鹿児島支店っちゅうのが薩摩川内市にあるっていうことでしょうか。やはりコンピューターは、メンテナンス等ちゃんとした、教えるのが一番重要なのかなと思ったんで、そこまで入札の要件としてあったのかなと思ったんでお聞きしたところでした。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

○委員長（福元光一）次に、審査を一時中止し

ておりました議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補正説明を求めます。

**○学校教育課長（原之園健児）** それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明をさせていただきます。

平成26年度第1回補正予算に関する説明書の26ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、説明欄の1番目、事項、漁村留学制度事業費37万7,000円の減額は、ウミネコ留学生在当初見込みの14名から13名になったことに伴う減額及び特定離島ふるさとおこし推進事業に係る県の事業採択に伴う一般財源との組み替え補正でございます。

同じく2番目、事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、県の委託決定に伴う一般財源との組み替え補正でございます。

続いて、5目学校保健費、事項、学校保健体育運営管理費45万円の増額は、がんの教育総合支援事業に係る県の委託決定に伴う増額補正でございます。

続きまして歳入予算について御説明をいたします。

予算に関する説明書、11ページをお開きいただきたいと思います。

16款県支出金、2項県補助金、8目教育費補助金、1節教育総務費補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金441万円の増額は、県の事業採択に伴い、県補助金を増額補正するものでございます。

12ページをお開きください。

同じく16款3項県委託金、7目教育費委託金、1節教育総務費委託金、がんの教育総合支援事業委託金45万円の増額は、県の事業採択に伴い県委託金を増額補正するものでございます。

続いて、3節中学校費委託金、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金33万2,000円の増額は、県の事業採択に伴い県委託金を増額補正するものでございます。

以上で、学校教育課に係る平成26年度第1回補正予算の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福元光一）** ただいま、当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 歳入の採択を受けた分、がんの教育、これ初めてちょっと耳にしたんで。執行は普通旅費と報償費と消耗品費ということなんで、どのようなのを教えられるのかな、参考までに教えていただきたいと。

**○学校教育課長（原之園健児）** これにつきましては、文部科学省の平成26年度の新規の事業でございます。指定を受けた学校は、隈之城小学校と、それに伴い小・中連携の一貫教育を行っている川内南中学校の2校と一緒に研究を進めるものでございます。

これを受けました経緯につきましては、隈之城小学校を中心にNPO法人のがんサポート鹿児島島の講師が、これまでも6年生を対象に、命の授業を行ってまいりました。自分ががんにかかって、そしてそれを克服しながら、このがんについての正しい理解、そして命の大切さ、がん患者に対する正しい認識、そういうことを子どもたちに理解してもらうための教育を進めていくということで、この研究の成果をシンポジウム等でも発表しながら広く広めていきたいという研究でございます。

以上でございます。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止いたします。

〔紹介議員着席〕

---

△請願第3号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書

**○委員長（福元光一）** 次に、請願第3号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書を議題といたします。

請願文書表については、配付してありますので朗読を省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員に出席いただいておりますので、佝議員に説明を求めます。

**○議員（佝 昌樹）** この請願については、昨年度も同じような請願をいたしました。ほぼ内容も請願事項も全く一緒です。昨年は、資料を添付しました。その資料は、OECDの先進国の中で日本の一学級当たりの児童生徒数がどういうふうになってるかっていう内容のものでありました。かいつまんで言うと、結果としては日本の一学級当たりの児童生徒数というのは、極めてOECDの中でも高い実態にあります。

一学級の人数は多いということは、それだけいろんな事務作業をすると、例えば、小学校であれば絵日記を見るとか、中学校であれば生活ノートを見るとか、それが人数が少なければきちんと先生方も読んでコメントをきちんと書いて、個々に対応できるんですが、中学校あたりは、40人っちゅうと、生活ノート見てコメントを書いているだけでも1時間はゆっくりかかる。そのほか、中学生になりますと、受験もありますので、受験に対してのいろんな勉強の状況等の提出もさせたりします。いろんな提出物がありますから、そうした提出物を克明に一人一人見ていくと、時間は何ぼあっても足りないし、必ず1時間はかかっています。そういった実態はあります。

きのう、きょうの新聞の中にも非常に長時間働いている教員の実態があるということを新聞でも出ておりました。これやっぱり、一学級の人数が多いっちゅうことは、大きな原因になっていることでもあります。

それからもう一つは、国の義務教育国庫負担金制度なんです。昔は2分の1あって、それなりに県としても人件費等については、負担がそんなになかったんですが。最近では、どうも国のほうが。本当は国が負担しなきゃならないものであるにもかかわらず、3分の2を地元が負担しなきゃならないといったような状況になっております。

幸いにも、伊藤知事の計らいで、小学校1年生、2年生っちゅうのは30人学級にはなっておりますが、本来だったら全学年30人以下学級が望ましいというふうには思っております。

そういった意味で、それぞれ自治体に負担をさせるんじゃないで、教育は全て平等ですから、憲法にも義務教育はこれは無償にするというふうになっているわけで、ぜひ国の負担割合を元に戻し

てもらいたい。全額っちゅうわけじゃなくて、3分の1を2分の1っていうことに要請をしていたきたいと、こういうことでもあります。

中身をかいつまんで、今、説明はいたしました。ほかに聞きたいことがあれば私の知ってる範囲内でお答えをしたいと思います。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ここで、当局から本請願について何か補足説明がありましたらお願いします。

**○学校教育課長（原之園健児）** 特にございませ

**○委員長（福元光一）** それでは、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑はないと認めます。

紹介議員に対する質疑はこれで終了します。

佝議員には本委員会に出席していただきありがとうございました。

〔紹介議員退席〕

**○委員長（福元光一）** それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 討論はないと認めます。

これより、採決いたします。

本請願は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 御異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので御了承願います。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** 次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○教育総務課長（鮫島芳文） それでは、総務文教委員会資料の別冊になっております、東郷地域小中一貫校整備基本計画の概要版をお手元にごらんいただければと思います。

まず、基本計画の概要版の説明をいたします前に、この基本計画の、策定に当たっての経過を簡単に御説明申し上げたいと思います。

基本計画作成経費につきましては、平成25年度の当初予算に計上させていただきまして、一般競争入札により1,592万5,308円で業者に発注いたしまして、予算の繰り越しを行いまして、策定を行ったものでございます。

計画に対する地元の意見を反映させる場といたしまして、東郷地域の五つの地区コミ会長、それから各小・中学校長やPTA会長等で組織する東郷地域の学校再編協議会や、その下部組織であります、6人の校長で組織された専門委員会において意見を聴取し、策定したものでございます。

それでは、お手元の別紙、総務文教委員会資料に基づきまして御説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

1の薩摩川内市の教育目標といたしましては、本市の教育振興計画にも位置づけてあります「ふるさとを愛し、心豊かにたくましく生きる、薩摩川内ひとづくり」をもとに、これをより実現するために、ちょっと飛びますけども、3の基本計画の東郷地域小中一貫校整備基本計画の(1)の小中一貫校建設へのねらいといたしましては、一つには、連携型の学校が離れていることで交流がどうしても制限される現状を、一体型になればやりたい活動を必要に応じて実施でき、児童生徒や教師の交流もスムーズに行えることから、効果的な小中一貫教育を目指せること。

二つ目には、五つの小学校のうち東郷小を除きまして完全複式校でございまして、少しでも多くの同級生と学び合い、磨き合える環境をつくるために一つに統合し、小中一貫校として再編すること。

三つ目には、東郷小と東郷中は、水害等の危険性が高いことから、高台の安全な場所に新設いたしまして、地域の防災避難施設としての機能を持たすことを考えています。

2ページの(2)の小中一貫校施設整備基本理念といたしましては、児童生徒が安全・安心に9年間の学校生活を過ごすことのできる施設とい

たしまして、第1に現在の6・3制の枠組みのもとに、4・3・2制の考え方を取り入れて9年間にわたって2学年の交流を行われることを目指しております。小・中学校の教員が、相互に乗り入れる授業ができるよう、また児童生徒と地域の人々との交流も充実するよう、交流を大切にしたい学校にすること。

第2には、本市の小・中学校は、新教科、ふるさとコミュニケーション科を中心に据え、ふるさと教育を推進しております。地域の人々と交流できるスペースを確保するなど学習内容や方法に応じて、多様な学習に対応できる学校とすること。

第3には、児童生徒が自然に触れたり、生き物を育てたりする活動を通じた自然の恵みを生かした学校を。

第4には、2学年の児童生徒が安全・安心に使用する施設として、また地域の避難施設としての機能を備え、安全・安心な学校の4項目を目指したものであるというふうになるように新設校の基本理念といたしたところでございます。

(3)の建設予定地でございますが、以前にも御説明申し上げましたとおり、東郷支所から東郷総合運動場へ行く途中の東郷町斧淵4563番地1及びその周辺で、敷地面積につきましては約8万7,000平米を考えてるところでございます。

3ページから5ページまでの、施設配置計画、建設平面計画、それから立面計画は、後ほど上口主幹のほうにパワーポイントで詳細に説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページの(8)の整備スケジュールについてでございますが、今年度で農地転用や開発行為等の法的な手続の許可を得て、用地を取得するための議案を、9月議会に土地取得議案を提出予定でございます。

造成工事につきましては、平成27年度と平成28年度の2年をかけて、周辺の山や隣接地からの雨水等の処理をする排水工事、それから通学の利用や管理道路としての外周道路、敷地の雨水等の整備を行う1期造成工事と、それと校舎内の校舎建設に必要な第2期の造成工事を行いまして、校舎建築を平成29年度と30年度の2年間で行い、開校時期は平成31年の4月になる予定でございます。

屋内運動場及びプール等の建設につきましては、開校後になる予定でございます。

なお、開校後、いろいろ雨が降ったときの対応で、後でまた説明があると思いますけど、交流スペースというところを設けております、そこが3教室分の広いスペースがございますので、もし雨が降ったときにはそういうところで朝礼とかできるような形になってるところでございます。

また、整備に要する経費につきましては、全体でおよそ38億円程度と考えてるところでございます。

それでは、パワーポイントのほうで詳細に上口主幹のほうから説明をさせたいと思います。

**○教育総務課主幹（上口憲一）** 教育総務課上口と申します。よろしく申し上げます。

それでは、東郷地域小中一貫校の施設整備計画につきまして、配置計画等の説明をさせていただきます。

（スクリーンを示し）これが全体の施設配置計画となります。北側にこれですね。これが校舎、それと体育館、プールということで。北側のほうに校舎ゾーンを設けております。それと、南側のほうですが、グラウンド、それと野球場、テニスコートということで、南側のほうに運動場ゾーンを設けております。

それと、敷地の外周には管理用の道路を建設する予定でございます。

それと南東側につきましては、現在の山林を利用いたしました自然体験ゾーンの計画でございます。

それと西側の河川沿いのほうに、防災施設といたしまして調整池の計画を入れております。

それと、こちら西側のほうが市道になるわけですが、市道側のほうから児童生徒は登校する予定でございます。

これが、全体のパスでございます。ゾーンごとに説明いたしますけど、これが小学校棟でございます。小学校棟につきましては、木造で建設する予定でございます。それと、こちらの手前のほうが、中学校棟と管理棟を予定しております。

管理棟は、この1階部分、それと中学校につきましてはこの2階部分で、授業を行う予定でございます。

それと合わせまして、下側のほうに特別教室と、それとそれより北側のほうには屋内運動場、それ

とプールの設置を予定しているところがございます。

まず、それぞれのエリアごとに説明いたしますけど。これが小学校エリアでございます。普通教室を12クラス、一応とっております。1学年2教室の予定でございます。そのほかに、特別支援学級、多目的教室を設置する予定でございます。

それと、中学校につきましては、この管理諸室エリアの2階に設置予定でございます。普通教室を6教室、これも1学年2教室の予定でございます。それと特別支援教室、それと多目的教室ということで計画しております。

それと、この中学校の1階の部分が管理諸室エリアになるわけですが、子どもたちはこの玄関を通りまして、交流施設に入ります。それで、管理諸室はこの1階部分で、会議室があったり、校長室があったり、職員室があったりということで、小・中供用の管理諸室エリアということでございます。

それと、特別教室エリアがこれの部分でございますが、1階部分が図書室、そのほかに調理室等を考えております。

その上の2階部分に、パソコン室であったり、あと理科室であったりということで、それぞれの特別教室を予定しております。

それと、北側のほうに屋内運動場エリアでございますが、これも小・中供用でございます。バスケットコート2面の、メインアリーナ。それと現在中学校のほうが武道等の教科がありますので、それらの武道とかダンスとかのマット運動等の競技を行うサブアリーナということで、小学校、中学校はここで供用で使う予定でございます。

屋内運動場につきましては、社会体育であったりとか、それと緊急時の避難施設ということでそれぞれシャワー室をとったりとか、備蓄倉庫をとったりということで、今回屋内運動場を計画しているところでございます。

次が、立面図でございますが、管理室それと中学校、特別教室、それと屋体につきましては、鉄筋コンクリートの2階建てでございます。

それと、下のほうの小学校棟につきましては、木造ということでございます。小学生と中学生はそれぞれ学ぶ場をかえておりますので、雰囲気もかえております。

小学生につきましては、木のぬくもりの中で安



心して授業ができるようにということで木造と考えております。それと中学生につきましては、2階ということで、やっぱり静かな雰囲気です。授業ができるようにということで2階部分に計画しているところでございます。

それと、中学校の屋上のほうには、省エネルギー対策といたしまして、太陽光パネルの設置を予定しているところでございます。

次に、これが先ほど総務課長のほうから話がありましたけど、交流スペースでございます。これが、それぞれ小・中学生がそれぞれ玄関を通りまして、まずこの交流スペースに入ります。小学生はこの交流スペースから奥のほうの小学校棟のほうに入っていきます。

それと中学生につきましては、この交流スペースからこの大きな階段を使って2階部分に行くという形になりますので、ここの交流スペースを最大限活用して先ほどありましたように、開校後体育館等がおくれる予定でございますので、ここでのいろんなイベントを予定しているところでございます。

これが小学校の木造校舎のイメージでございますが、これが普通教室、それとここがワークスペースということで、低学年のところにはやっぱり作業スペースが必要ですので、そういうスペースをとっております。

小学生につきましては、やっぱり木のぬくもりの中で暖かい感じの中で授業を考えております。それと、外へやっぱり自由に出れるということで開放感を持たしているところでございます。

もちろん、鉄筋校舎の中学校棟につきましても、内装材につきましては極力木材を使っていく予定としております。

以上で説明を終わります。

**○学校教育課長（原之園健児）** それでは、引き続きまして、学校教育課分について説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務文教委員会資料1ページをごらんいただきたいと思っております。

手打幼稚園の統廃合について御説明をさせていただきます。

まず、手打幼稚園の園児の状況の推移について御説明いたします。

2の幼稚園児数の推移のところの表でございます。2011年度までは、20名を超える

園児が通園しておりましたけれども、平成22年度からは園児数が20名を下回り、平成25年度は11名と減少してきております。さらに、今後、園児数が10名を下回っていくことが予想されているところでございます。

このような状況から、平成25年7月17日に手打幼稚園の今後のあり方を語る会を開催いたしまして、地区コミ会長さんや保護者の方々と意見交換をいたしました。

その後、地域におきまして、保護者会や地区コミ等で協議がなされ、平成26年5月16日に薩摩川内市立手打幼稚園統廃合についての要望書が提出されたところでございます。

提出された要望書の内容でございますけれども、一つ目は、薩摩川内市立手打幼稚園は、平成27年3月末日をもって閉園し、平成27年4月から薩摩川内市立かこの幼稚園と統合しますという内容でございます。統合した場合のこの幼稚園の園児数は、2の(2)の表に示してありますとおり、平成27年度は41名となり、学級数も3クラスになる予定でございます。

この統廃合の理由につきましてでございますが、園児が減少していく中で、幼児教育における、大切である社会性の育成やコミュニケーション能力などの育成が難しくなること、かこの幼稚園と統合することにより、下甌の子どもというより、大きな視野で子どもを育てたいということ、転勤などでさまざまな環境のもとで過ごされてきたかこの幼稚園の保護者との関わりを持つことにより、保護者自身も成長したい、そのような理由を述べられておりました。

その中で要望といたしまして、現薩摩川内市立手打幼稚園を放課後児童クラブとして活用させていただきたい、また、放課後児童クラブの発足にあたり必要な支援をさせていただきたいという要望も合わせていただいておりますので、関係課とも協議しながら対応をしたいと思いますと考えているところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。教育を語る会について御説明をさせていただきます。

本市は平成16年に1市4町4村が合併し、教育行政を進める上で、薩摩川内市としての一体感の醸成、そして、地域の特色を生かした教育、文化のまちづくりの推進、地域が持っているよきや課題を踏まえた教育行政の推進などについて、各

地域の方々や保護者から意見等を伺い、教育行政に生かしていくために、平成17年度から教育を語る会を開催してきたところであります。

そこで、いただきました御意見等をもとに、平成22年12月には、市立小・中学校の再編等に係る基本方針を策定し、説明会を実施して、学校再編も進めてきたところでございます。

また、この間、小中一貫教育や、薩摩川内元気塾、こしきアイランドウォッチング、英語力向上プラン事業等を推進し、地域に根差した魅力ある学校づくりに取り組んできたところでございます。

これらの取り組みもある一定の成果もみられるようになってまいりましたので、改めて本年度教育を語る会を開催し、中学校区の教育の実現状況や保護者、地域の意見、要望等をお聞きして、教育行政や学校教育のさらなる充実を図ろうと考えているところでございます。

内容につきましては、本市の学校教育行政の取り組みについて説明させていただいたり、各学校の取り組みや本市の教育の重要施策である小中一貫教育についても、御説明をさせていただき、御理解をいただきたいと考えているところです。

また、学校再編の現状等、諸問題についても話し合いを行い、各校区の方々との意見交換を行っていきたいと考えております。

本年度、3番の開催計画案にお示ししてありますとおり、7月16日は高江中学校区、7月29日は平成中学校区と順次開催してまいりたいと考えております。

なお、出席者につきましては、校長、教頭、PTA関係者、地区コミ会長、教育委員、教育委員会事務局職員を考えております。議員の方々も参加していただければと考えているところでございます。

以上でございます。

**○委員長（福元光一）** ただいま、当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** 東郷の新設校についてちょっとお伺いしたいんですけど。設計は28年度ということなんで、まだちょっと先でしょうから、2点お伺いしたいと思います。

広い校庭をとっていただいて、本当、ありがたいと思ってるんですが、まず照明について

どうなってるのかわちゅうことを一つ。

それから太陽光パネルの設置について。広い面積なんで、できれば全面敷設ができないのかわちゅうこと。資金源としてはNEDOが補助事業でやってるんで、太陽光については、そこを活用して太陽光パネルの設置ができないのかわちゅうのが2点目です。

それから、この小中一貫校とはちょっと関係ないんですけど、ちょっと関連して、放課後児童クラブを配慮いただいているちゅう状況なんで、それが大体どの辺を予定されてるのかわちゅうのを教えていただければ。設計の段階まではちょっと長いでしょうから、現段階でどの辺あたりを予定してるということがあれば、教えていただきたい。

以上、3点お伺いしたいと思います。

放課後児童クラブについては所管外なんで、予算課が子育て支援課なんで、放課後児童クラブについては、内容についてはお伺いしませんが、場所的に、配置的にどの辺なのかわちゅうのはわかれば教えていただきたいということです。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** まず放課後児童クラブの位置等について。一応敷地がございまして、この、実際臨時駐車場が使われるところとか、そういうところが想定されるということでございます。

今後、まだいろいろと地元がどういう形で受けられるかわちゅうのもありますし、その状況を見ながらという形になっていくものと推察されます。

**○教育部長（中川 清）** この要約版の表紙ありますように、この駐車場の上のほうに平屋の木造建屋があります。ここに予定をしてございます。これはどういう理由かといいますと、いわゆる小学校の1、2年生、遠いところは来られるときに送り迎えの関係もあって、入り口、それを、駐車場が整備された場所がいいんじゃないかというふうに考えておりますが、こういったものについては、今後地域の皆さん方と協議をしながら、場所的には協議をしていきたいと。

なお、今、委員のほうからございましたが、放課後児童クラブの整備費用についても教育委員会の中の38億の中で一応計上して対応していきたいと考えております。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** それと太陽光パネルの設置についてでございますけども、ここに

りますとおり、中学校棟にしてあります。

今後、実施計画の中で、まだほかのができないかっていう部分には、実施設計の中で検討はしていきたいというふうに思います。今のところは、太陽光のパネルを設置するという基本的な考え方は持っているという形です。

それと夜間照明施設についてですけども、一応今回の基本計画の中では、設置の経費は、今のところ考えてなくて。まだ地域の小・中学校にありません夜間照明施設がどうなっていくのかっていうことが整理されておられませんので、今のところは、この基本計画の中で入っていないところがございます。

**○委員（川添公貴）** 薩摩川内市のためを思って質問してるんで、御理解いただきたいとします。

照明施設の移設、何でも移設をしたら、買以上のお金がかかりますんで。これは聞かれたと思うんですけど、照明施設はグラウンドゴルフとかゲートボールで、今後校庭を使いたいとかっていう御希望もあるって聞いてますんで、ぜひ新設の方向で。検討されるんだしたらその方向でぜひお願いをしたい。

もう、LEDをつけるとかなりコスト的にも長期的に違いますんで、そこはぜひ。あと2年ありますから、設計の段階でお願いしたいとします。

それから、もう1点です。

放課後児童クラブに関しての建設資金も38億の中で見ていただいている状況、本当ありがたいことなんです。県の子育て安心基金という基金がありまして、この基金を活用すると新設の放課後児童クラブについては、県の子育て安心基金からお金がでるとします。

そこは調査していただいて、無駄なお金は出さずに、県が補助をくれるのであれば、別個にしてとったほうがいいのかなと思いますんで。ぜひあと2年ありますから、そこ辺も十分。ありがたいことなんですけど。検討していただければと思っております。

以上です。

**○教育部長（中川 清）** 前、市民福祉部長をしておりましたので、今の件については承知はいたしています。

今回の分について直接補助のこの対象になるかについてはちょっと疑義がありますが、今後そういったものの適用がないかについては、整理をし

ていきたいとします。

それから、いわゆる夜間照明の件については、これは全体の議論がやはり必要になってまいりますので、今現在、屋外照明のあり方について市民スポーツ課のほうで、各地域における運営の形態についても協議しておりますので、そういったものも踏まえてですね。今後の方針については、ここにつくるってことじゃなくて、全体の考え方の中で位置づけ、整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員（川添公貴）** 何度も言うように、設計の段階でまた検討していただくってこと、ありがたいことなんで。多分この図からいくと、住家はグラウンド側には、3軒しかないんですね。田んぼも周りにないし、照明することによって農作物への被害ってのもないだろうと思えます。ですんで、住家もないんで、ぜひ、つけるって方向で検討していただきたい、これは要望として。2年間ありますから、調査の上でお願いしておきたいとします。

以上です。

**○委員（杉藺道朗）** 詳細設計についてはこれからまた詰めていかれるんだろうなというふうに思いますが、2点お聞きしたいなと思えます。

1点目には、トイレの関係です。洋式含めてそういう形になるかなと思いますし、バリアフリー型のトイレとしては、災害時の避難施設等々も考慮されてるということであれば、そこも十分考えていらっしゃると思います。そこあたりをちょっと教えていただければ。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 上口主幹に回答させます。

**○教育総務課主幹（上口憲一）** ただいまのトイレの問題等でございますけど、それぞれ、小学校、中学校ともに、それぞれ男女別のトイレ、もちろんですけど、それに洋式トイレを設置する予定です。

それとあと、高齢者等のことを考慮しまして、多目的トイレを一応設置予定でございます。これにつきましては、校舎とあと体育館のほうにも、多目的トイレは設置予定でございます。

以上です。

**○委員（杉藺道朗）** わかりました。

あと、さっき言いました災害時の避難施設ということでもあれば、停電時におけるそういう電気設備、例えば自家発電とまではいなくても、蓄電設備等々の部分も考慮されているのか、そこはどうなのでしょう。

**○教育総務課主幹（上口憲一）** 停電時のことなんですけど、いろいろと蓄電の方法とか、あと発電機の方法とかあるんですけど。現在基本計画の中で、そのところも検討したんですが、蓄電器につきましては、なかなか維持管理が。例えば10年ごとにかえないといけないとかいうことで、相当経費的なものがかかるっていうのがございます。

現在、考えてますのが、ほかの現在の屋体の建設も一緒なんですけど、外部に、自家発電機を災害のときに持って来て、それから電気を供給するというような方法を今のところは考えているところでございます。

以上です。

**○委員（杉藺道朗）** その外部からの自家発電装置を搬送して、常備で備えつけてるということじゃなくて、よそから持って来てということですか。

**○教育総務課主幹（上口憲一）** はい、今のところは、よそから非常時に持って来る予定でございます。

**○委員（杉藺道朗）** それだと、例えば、道路事情等々によっては、その設備をそのものが搬入ができないっていうことも考えられますので、そこらあたりちょっと十分検討していただいて、予算もあろうかなというふうには思いますけれども、常設が、なんかできる、そういうことも一つ、ぜひ検討方していただければと思います。

以上です。

**○委員長（福元光一）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（佃 昌樹）** 3点ほど、それぞれ。まず一つは、小中一貫の開校予定なんですけど、平成31年開校、ほとんどグラウンドの工事がその年にずっと始まっていったり、プールの建設も始まっていったりちゅうことで。理想的なのは、こういったものが整って開校といったほうが一番理想的なんですけど、平成31年にされた、どうして平成31年でなければいけなかったのかということ

について1点お聞かせをください。

そして、手打幼稚園の統廃合の問題なんですけど、保育園との関係。認識不足だからちょっと教えてもらいたいんですが。手打、長浜、それぞれ保育園があるだろうと思うんです。将来的に認定こども園に移行するといった状況はないのかどうなのか。

手打幼稚園の統廃合についてはかなり以前から話があって、最近の状況としては保育園と幼稚園の、それぞれ、認定こども園となっていくような状況になってきているみたいなんですけど、その辺については今後の見通しとしてはどうなのかちゅうこと。

それから最後三つ目なんですけど、教育を語る会がありますけど、それぞれ開催計画が示されています。水引地区は学校運営協議会、恐らく春日市のコミュニティスクールをまねたものじゃないかなということも考えられるんですけど、そういったときに開催をするということなんですね。

出席予定者についてなんですけど、普通は学校の教員も希望すれば参加できるといったような状況になってると思うんですけど、ここではそういったことがないんですが、その辺についてはどのようにお考えなのかっていうこと。3点、お願いします。

**○教育総務課長（鮫島芳文）** 開校が平成31年4月になるのはなぜかということなんですけど。小さなものと言いますと、東郷中学校の耐震化をしませんので、どうしてもできるだけ早く開校したいという話。大きな理由といたしましては、全体的な、市の全体枠の予算の毎年の投資の部分の中で全体調整をしまして、どうしても平成31年まで事業を延ばさないと。一気に平成29年、平成30年度に小中一貫校だけにお金を投資するっていうのは難しかったという。市の全体計画の投資の中でこういう形で平成31年4月に開校という形で。その後とりあえず既存のあります体育館とグラウンドを使ってもらって、その間に整備をするっていうことで決まったところでございます。

**○教育部長（中川 清）** 認定こども園のことにつきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、保育園は、今へき地保育所のほうが長浜の青瀬小学校の1階部分にございます。ここにかの幼稚園も1階部分にございます。今回、この

手打幼稚園のほうが、かのご幼稚園と一緒にすることによって、園児の数もふえると。認定こども園の一つの要件としましては、20人以上の規模が必要であるということですので、手打ではまずできなかった。ですから今回かのご幼稚園に統廃合することによってやりやすくなったっていうのはございます。

それから、もう一つは、保育所との連携については、連携をした場合には新たに自校式のいわゆる給食設備が必要だということがございまして、現在、へき地の保育所のほうで、3歳未満については対応がしてございますので。幼稚園型の認定こども園というのを今現在研究をしております。

ですから、これにも一定の、いわゆる施設の整備それから幼稚園教諭の配置というのがありますから。本土側の公立幼稚園。薩摩川内市は13の公立幼稚園持ってます、特に僻地含めてですね。ここの認定こども園の進め方も含めて、今現在検討しておりますので、この辺の整備方針、考え方がまとまり次第またお知らせしたいと思います、いずれにしても今回手打幼稚園がかのご幼稚園と一緒にすることによって、認定こども園化というものについては、より進めやすくなったというのは考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（原之園健児）教育を語る会についてでございますが、水引小学校のコミュニティスクールで実施ということでございます。

このコミュニティスクールの、学校運営協議会の中には、教職員の代表も入っております。メンバーの中にもです。

しかし、そこで一緒に開催するというのであれば、教職員の代表も入ることも検討できるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

[挙手する者あり]

○委員長（福元光一） 佞議員に申し上げます。今回は3点だったですけど、番外議員は1回につき1点質問していただきたいと思っております。今後質問される時は1点だけ質問してください。

よろしく申し上げます。

○議員（佞 昌樹） そうでしたか。

○委員長（福元光一） 総務のほうで決めて。私が考えております。どうぞ。

○議員（佞 昌樹） 企画と大分違いますから。

ぜひ、教職員の語る会の参加はぜひ実現をさせていただきたいと思っております。

それと、予算の関係で振り分けながらということとはよくわかるんですが、施設が未整備のままに見切り発車っていうそういった感覚がちょっと拭えないので。施設が、やっぱり整って、そういう中で新しい学校だよっていうふうになるんだったらいいけれども。なんかまだ、建設途中で入って、完成はまだ先の話だと、これじゃあ、子どもたちが本当に新しい学校に入ったんだなという、本当にそういう気持ちになるのかなと思ったりしたものですから、実際だったら完成したほうがいいんじゃないかなという気持ちで申し上げました。

あくまでも、大人中心であって、教育の場所ですから子ども中心という感覚をぜひきちっと持っておいていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課を終わります。御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。次に、文化課の審査に入る予定でありましたが、都合により社会教育課から先にいたします。よろしく願いいたします。

ここで休憩します。

~~~~~

午前11時47分休憩

~~~~~

午後11時48分開議

~~~~~

○委員長（福元光一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△社会教育課の審査

○委員長（福元光一） 次に、社会教育課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

まず当局に補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口 誠） それではお手元にお配りしてございます、総務文教委員会資料の13ページと14ページをごらんいただきたいと

思います。

まず、13ページでございますが、公民館講座、市民大学等の開設状況について御説明を申し上げます。

市民大学につきましては、市民の学習活動を推進するため、中央公民館及び8地域の公民館において開設しているものでございます。

平成26年度市民大学講座におきましては、合計欄を見ていただければよろしゅうございますが、中央公民館、8公民館で全部で85講座、定員は1,900人となっておりますのでございます。

この中で、特色ある講座といたしまして、特にパソコン講座、中央公民館で13講座、その他合わせまして17講座。それと、市民健康課からの委託といたしまして介護予防の委託事業を受けておまして、楽しく元気づくり支援事業といたしまして、高齢者を対象といたしまして、六つの公民館で6講座をすることになっております。

続きまして2番目が自主学級でございますが、これも中央公民館及び8地域の公民館等におきまして、公民館の講座の修了者、また継続的な学習活動を行おうとする方々が、予算、学習、運営ともに、みずからで学級を行っているものでございます。一番右の下でございますが、全部で104の学級が現在運営をされているところでございます。

それでは、14ページをごらんいただきたいと思っております。

14ページは少年愛護センター、青少年教育指導員の活動について御説明いたします。

まず、1の街頭補導についてでございますが、街頭補導といたしましては、平日毎日やっております常時補導、または定期補導、これは毎月の第1木曜日と第3土曜日の夜間補導になります。

また、特別補導といたしまして、夏、冬の長期休暇中、また11月の青少年育成強調月間の各地区の少年愛護委員の御協力もいただきまして、夕方の街頭補導を行っております。

また、朝の安全パトロール、これは毎月の第2、第4の月曜日の朝、登校時間に合わせてさせていただいてるところでございます。

平成25年度が、日数244日、回数で289回、4,019人への声かけを行っています。また、本年度は5月末現在で43日、回数で47回で862人の子どもたちに声かけをさして

いただいております。

大きな2番が、環境調査と有害環境浄化活動についてでございますが、街頭補導活動時に現況確認を行うほか、県職員の皆さんとともに7月から8月の間、これは鹿児島県の青少年保護育成条例第26条に基づく調査になりますけれども、県下一斉の立入調査及び指導を実施しております。

対象は、管内の図書等の取扱店、質屋、古物商、玩具等販売店、図書等自動販売機、遊技場、これはインターネットカフェとか、カラオケボックス、ゲームセンターなどでございます。

また有害図書等の自動販売機の設置状況が表にしております。現在、樋脇町の塔之原、市比野、入来町の浦之名の3カ所に12台が設置されている状況でございます。

大きな3番は、相談業務についてでございます。

年度別、内容別、なやみ相談電話、来所等の件数でございますが、平成25年度は合計で27件、平成26年度は5月末現在、ただいま2件の相談を受けているところでございます。

4のその他でございます。

悩み相談カード、これは毎年5月と9月に全小・中学生または高校生に年に大体2万2,000枚、5月、9月に分けて配っております。

また、少年愛護センターだよりを年3回、これは小・中PTA戸数分7,500部を3回、それぞれ発行させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（福元光一） ただいま、当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。御苦労さまでした。

〔発言する者あり〕

○委員長（福元光一） せっかく来ていただいておりますので、終わらせませう。素早く済むように早く進めます。

文化課の皆さん、長らくお待たせいたしました。

△文化課の審査

○委員長（福元光一）次に、文化課の審査に入ります。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止しておりました、議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）予算に関する説明書の27ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

10款教育費、5項社会教育費、2目文化振興費で、特定離島ふるさとおこし推進事業、トンボロ芸術村事業の補正額314万1,000円でございます。これは、県の事業採択に伴うものでございます。

トンボロ芸術村事業は、甑島の豊かな自然風土を素材とした芸術作品を島内外から募集する公募展を核に、地域の特色を生かした文化交流、音楽活動等の地域間交流を、美大生の創作活動と連携した取り組みを、甑島全島に広げて実施するものでございます。

事業費の主なもの、関東一円の大学生で構成するアーティスト団体と、今回は、鹿児島実業高等学校吹奏楽部の招聘旅費及びワークショップ作品審査員の謝金等が主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算に関する説明書の11ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、8目教育費補助金、4節社会教育補助金、先ほどの特定離島ふるさとおこし推進事業、トンボロ芸術村事業補助金、県の補助金307万7,000円でございます。

以上で説明を終わります。御審査方よろしくお願いたします。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず当局に説明を求めます。

○文化課長（岩元ひとみ）総務文教委員会資料の3ページから4ページをごらんください。

平成26年度のイベント開催についてお知らせします。

まず川内歴史資料館では、トピック展示、資料館講座、企画展を実施し、まごころ文学館では、文芸講座、名作シネマ、朗読講座等を開催します。文化課におきましては、市制施行10周年記念事業、並びに来年鹿児島市で開催されます国民文化祭鹿児島2015の薩摩川内市主催事業5事業のプレ大会等を、既に5月に実施されたものを含めまして12の事業を計画しております。

3ページは、7月31日から8月31日まで川内まごころ文学館で開催いたします。恐竜絵本と化石、大島英太郎の原画と甑島の化石展についてのお知らせでございます。

今回は、日ごろ、余り目にすることのできない絵本作家、大島英太郎氏の原画約20点を化石とともに展示・公開します。なお、初日には、化石講演会、レプリカ作成、絵本の読み聞かせなども合わせて開催いたします。ぜひ、お足をお運びいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いたします。

○委員長（福元光一）ただいま、当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）まず、この3ページの分について、恐竜の発掘体験会が予定されてるんですけど、12時から15時までに鹿島断崖を見てから発掘の場所まで行く。潮の時間帯はどうみたらっしゃるってことです。あそこは潮が満潮になると取れないんで、ちょっとどうなってるのか。それから、このペースでいくと、発掘は1時間もできないんじゃないかなと思うんで。1時間そこらじゃ楽しみはちょっとできないと思ってます。これをどのように考えていらっしゃるのか。潮が、大潮なのか、中潮なのか、そこを教えてください。それから、4ページ目です。

今の国民文化祭に向けて本市が取り組む事業について御説明をいただいたんですが、11月の文弥節人形浄瑠璃はプレ大会を予定してるはずなんですけど、市としては予定をされてないということなのかどうか。それ1点。それからプレ大会に向けて市の応援態勢をたくさんいただいているんですが、なかなか周知広報が厳しいもので、まだ今後も協力いただきたいと思うんですけど、広報に関して、そこ辺がどうなのかということ、広報に関してということです。

一番大きな問題は、文弥節人形浄瑠璃が市の行事から外されてるっていうことが大きな問題なんで、そこをどう考えてるのかっていうことをぜひお聞きしたい。

○文化課長（岩元ひとみ） まず、甌島の化石の発掘体験会でございます。

これは、毎年計画しております、昨年も実施しておりますが、8月24日、おっしゃるとおりに、潮の加減とか、波の具合とか、非常に当日にならないとなかなか見えない部分がお天気であります。

一応、出発します高速船の時間と帰りの時間は設定しまして、これは天候とあと波の具合と見まして。前後する場合がございます、計画を。先生方とお話しながら当日に安全を確保しながらやりますので、おっしゃったとおり、少し化石の発掘体験時間が短いようでございますが、炎天下の暑い日になりますと、やはり日陰のないところで長時間に。小学生が大半で、軽い脱水症も考えられますので、短時間でもう少しやりたいなという時間があるんですが、そこはいろいろと考えながら対応しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

済みません、二つ目です。

浄瑠璃の分が抜けておりました。文化課の主催事業で開催しております、国民文化祭のプレ大会である大事な東郷文弥節人形浄瑠璃を抜かしておりました。本当に申しわけありません。これは、ミスでございます。申しわけありませんでした。

広報につきましては、事あるごとに、今御存じであります、懸垂幕等も川内駅、それと本庁のほうに掲げまして、事あるごとにいろんなイベントで広報もやっております。

しかし、まだまだ足りないと思っております。今回、図書館のほうでもちょっと御提案いただき

まして、中央図書館のほうに国民文化祭のPRコーナーをつくれるっていうことで、今図書館のほうと協議をしながら、図書館の1コーナーに国民文化祭のPRコーナーもつくって、広報を図ろうというふうに進めております。

あと、県のほうから、桃太郎旗をいただきまして、各公共施設にもそれを飾りながら、チラシとともに置きたいなというふうに文化課で今計画しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○委員（川添公貴） 文弥節をぜひ忘れないように、よろしく願いしておきたいと思えます。

各部会で一生懸命努力をされて、当局も努力をされていただいているんで、あとは広報次第だと思うんですね。議員の方でも文弥節を後援会に入っていたら、お金だけいただいて見に来られない方も結構多いんで。お金だけもらって気の毒なんで、1回ぐらい見てほしいなと思えます。今度予定の枚数は御存じだと思うんで、かなりの枚数を刷りますよね。事あるごとに議員の皆さんにもぜひ来ていただきたい。それから行政の職員の方にも個別にビラを配るとか、まず身近なところから来ていただく工夫をもう一つはとっていただきたい。広くばっかしじゃなくて、身近なところから。

うちも予定してる500ちゅうのを300に減らしたんですけど、300が来るのかなって今からちょっと心配なんで、そういう広報次第なのかなと思えます。大変でしょうけど、ぜひ成功に向けてぜひ頑張っていたきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○委員長（福元光一） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑は尽きたと認めます。

以上で文化課を終わります。御苦労さまでした。

ここで、休憩します。再開は13時といたします。

~~~~~

午後0時3分休憩

~~~~~

午後1時 開議

~~~~~

**○委員長（福元光一）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。



△市民スポーツ課の審査

○委員長（福元光一）次に、市民スポーツ課の審査に入ります。

△議案第55号 薩摩川内市スポーツ交流研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一）それでは、議案第55号 薩摩川内市スポーツ交流研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫）それでは、議案第55号 薩摩川内市スポーツ交流研修センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり（その1）の55-1ページをお開きください。

条例改正の内容につきまして説明いたしますので、別冊の総務文教委員会資料の5ページをお開き願います。

現在、スポーツ交流センターは直営で管理運営を行っておりますが、平成27年度から、サービス水準の向上や管理の効率性の観点から指定管理者に行わせるものでございます。資料の6ページから11ページに条例改正の新旧対照表をお示したものでございます。右側の欄に改正後の案をお示ししてございます。

主な条文につきまして、改正後の案で説明いたしますので、資料の6ページを御参照ください。

まず、第3条におきましては、管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者における管理についてスポーツ交流研修センターの管理を、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものと定めてございます。

次に、第4条では、指定管理者が行う業務として維持管理に関する業務、使用の許可及び使用許可の取消し等に関する業務など、四つの項目を定めてございます。

次に、第5条から第9条までの五つの条例は、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、事業報告書の作成及び提出、業務報告の調書と指定の取消し等について他の指定管理施設と同様の規定を定めてございます。

次に、資料8ページの第10条では、開館時間等定めており、開館期間は1月1日から12月

31日までとし、使用時間は使用施設又は施設の区分に応じ、それぞれ別表に定めるとおりと定めてございます。具体的には基本、通年を通して開館することにしてございます。

なお、同条第2項におきまして、管理上必要があると認めるときは開館期間等変更することができる規定を定めてございます。これにつきましては、当該施設の使用許可申請については、規則において当該使用する日の1カ月前までに提出しなければならないと定めておりまして、予約がない場合等につきましては、基本、土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始については休館日としてございます。

次に、資料9ページからの第1条から第22条につきましては、現行条文を7条ずつ繰り下げるとともに、管理を指定管理者に行わせるため、所要の規定の整備を行ってございます。

次に、資料11ページの第23条につきましては、指定管理者の個人情報の取り扱いについて必要な事項を定めてございます。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○市民スポーツ課長（坂元安夫） それでは、第75回国民体育大会につきまして御説明いたします。

総務文教委員会資料の12ページをお開きください。

御承知のとおり6年後の平成32年、2020年に東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定しております。また、同年に第75回国民体育大会を鹿児島県で開催予定でございまして、その作業が進められているところでございます。

開催時期につきましては、平成32年9月中旬から10月中旬の11日間以内となっております。開催年の3年前の平成29年に会期決定がなされる予定でございます。平成32年の鹿児島国体開催決定の大きな流れにつきましては、開催年5年前の平成27年に県から開催申請書が提出され、同年に内定を得た後、最終的には開催年3年前の平成29年に開催や会期の決定がなされる予定でございます。

なお、先般報道ともなされましたとおり、国体県準備委員会常任委員会におきまして、会場地市町村第2次選定がなされたところでございます。

1次の選定につきましては昨年の8月に18競技と総合開会式、閉会式会場が選定されております。

今回、2次選定におきまして選定された本市の競技種目はホッケーの全種目、空手道の全種目、バスケットボールの少年男子、ウェイトリフティングの成年男子並びに少年男子、軟式野球の成年男子の一部でありまして、正式競技37競技のうち5競技でございます。

本年、今後、中央競技団体の正規視察がなされ、それらを踏まえ正式に決定される予定でございます。なお、今後、会場地が選定される競技は、3にお示してございますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で市民スポーツ課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時7分休憩

~~~~~

午後1時7分開議

~~~~~

○委員長（福元光一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△中央図書館の審査

○委員長（福元光一） 次に、中央図書館の審査に入ります。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一） それでは、審査を一時中止しておりました議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（本野啓三） 中央図書館でございます。今回の補正予算は、平成12年から毎年いただいております薩摩川内ロータリークラブ様からの図書購入に対する寄附金5万円を予算化するものでございます。

予算に関する説明書で御説明申し上げます。

まず、寄附の受け入れ、歳入については予算に関する説明書の13ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金の補正、図書館費寄附金5万円であります。

次に、歳出でございますが、予算に関する説明書の27ページをお開きください。

10款5項4目図書館費の補正は、5万円の増額で中央図書館の図書館管理費、備品購入費で図書購入に充てるものでございます。同クラブさまからの寄附は累計すると、今回で200万円となり、購入した図書は650冊を超えており、中央図書館の2階に同クラブのコーナー設置し、配架しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。
御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○中央図書館長（本野啓三）今回は特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で中央図書館を終わります。御苦労さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長（福元光一）次に、少年自然の家の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（上村実行）少年自然の家でございます。それでは委員会資料の15ページをお開きください。

少年自然の家とせんだい宇宙館との連携につきまして、御報告申し上げます。

二つの施設はお互いに隣接するという地理的な利点があること、また宇宙館には天文に関する専門家がおられる、そして、500ミリ望遠鏡という大きな望遠鏡があること。そしてまた、当自然の家には雨でも天体に関する学習のできるプラネタリウムがあるといったことなどの双方の利点を

生かして、市民の宇宙に対する興味関心を高め、知的好奇心を満たす連携事業を展開しております。その現状と課題につきまして、報告いたします。

まず、現状といたしましては、お手元の資料にございますように昨年度につきましては、子どもの日フェスタや流星群・彗星の観察会など七つの共催事業を実施しまして、7,004人の参加をいただいております。また、宇宙館に協力をいただきました当自然の家主催の事業では、249名の利用をいただいております。

また、本所と宇宙館との利用者確保を図る一つ的手段としまして、本所を通して宇宙館を利用する団体に対しましては、資料に記載しておりますように小・中学生につきまして300円を100円に割り引く、また宿泊学習で引率する教職員等については無料にするなどの入館料割引を行っており、その制度を活用して宇宙館を利用した昨年度の宿泊学習利用の学校が35団体ございました。

今年度も資料にございますような事業を計画しました。15事業ほど計画をしております。その連携・協力の内容としましては、本所が主催する事業につきましては、宇宙館の職員の方に講話や天体観察の実際指導の協力をいただき、また宇宙館主催される事業につきましては、本所が広報活動を担ったりあるいは職員の業務支援、また会場や物品の提供などの協力を行っております。それぞれの利点を生かしながら、市民の皆様にも多数参加いただける事業を今年度も進めてまいりたいと考えております。

そういった中で、今後さらに利用者を拡大していくためにということで、まずは双方の利点を生かした魅力ある事業の企画立案を進めていきたいと。

例えば、天文現象、当然夜のこととなりますけれども、宿泊の可能な本所を活用して、本所に泊まりながら観察会を開いたりとか、あと天体観察はどうしても雨天時に弱さを持っておりますので、雨天でもできる創作活動のプログラムを宇宙館・自然の家職員と一緒に開発したりするなどそういったことも考えていきたいと思っております。

また、本所を利用される団体についての入館料割引制度につきましても、さらに幅広く周知を行っていきたく思います。また、宇宙館の方々の

専門的な知識や技能をいただきながら、本所の職員の資質向上を図っていきたいと考えております。

それから、本件とはちょっと別件となりますけれども、お知らせとしまして昭和62年に本所を改修しております。これまでの総利用人数が間もなく90万人を突破する見込みということで、7月中旬には90万人突破セレモニーを開催する予定であります。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。御苦勞さまでした。

△財政課の審査

○委員長（福元光一）次に、財政課の審査に入ります。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福元光一）それでは、審査を一時中止してありました議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）財政課でございます。それでは、財政課所管の平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算、第1回補正について説明いたしますので、各会計予算書・予算に関する説明書を御準備ください。

今回の補正予算の財政課所管の歳入歳出予算は歳入のみでございます。歳入について御説明いたしますので、予算書の14ページをお開きください。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正の財源対策として基金繰入金を増額しております。

続きまして、16ページをごらんください。

22款市債は、5目農林水産業債では、特定離島ふるさと推進事業の補助内示を受けました林道改良舗装事業に係る財源として辺地対策事業債を増額し、8目消防債では、消防庁舎等建設事業に係る財源として合併特例事業債を増額しております。

次に、地方債について御説明いたしますので6ページの第3表地方債補正をごらんください。今回の補正では、林業建設事業を新たに追加し、消防防災事業において事業の補正に伴い限度額を増額するものであります。

以上で、財政課関係の補正予算の概要説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

〔紹介議員着席〕

△請願第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書

○委員長（福元光一）次に、請願第4号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

請願文書表については、配付してありましたので朗読を省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員に出席いただいておりますので、持原議員に説明を求めます。

○議員（持原秀行）地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願についての趣旨を申し述べたいというふうに思います。

現在、経済財政諮問会議で法人税の実効税率の引き下げなどの議論が進められて、現在要求が強まっていることや、財務省が財政制度審議会において歳出の適正化により2.2兆円以上の歳出削減が可能であると主張されるなど、削減の圧力が強まってきております。2015年度の地法税制は非常に厳しい状況にあると認識する必要があります。

政府予算編成スケジュールは、通常6月の骨太方針等で政府全体の方針が示されまして、7月から8月の政府概算要求、12月末の財務省・総務省との協議で地方財政対策が決定、その詳細が翌年の2月の地方財政計画に反映されることになっております。

特に、法人税の実効税率の引き下げを初めとして、地方税財政の大きな方針は骨太方針や成長戦略、引き続き概算要求で決定される見込みでありますことから、これに照準を合わせて地方財政確立の取り組みを進めるということが重要となると考えます。

地方自治法99条に基づく意見書採択の目的は、全国津々浦々の地域から地方財政の重要性を訴える取り組みでもあります。地方交付税の削減は、公共サービス水準の低下と財政力の弱い自治体に大きな打撃を与えるものでもあります。

2015年度の地方財政の確立に向けては、歳入歳入を的確に見積もり、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画の拡大、地方交付税の必要総額の確保に向けて、地方財政が直面する状況を踏まえながら、今後議論される骨太方針や政府概算要求の策定期間に照準を合わせて、この6月議会での議会採択をお願いするものであります。

以上のような趣旨を御理解いただきまして、御採択方について委員各位の皆様方の御賛同方よろしくをお願いをいたします。

終わります。

○委員長（福元光一） ここで、当局から本請願について何か補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長（今井功司） 当局からは特にありません。

○委員長（福元光一） それでは、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

紹介議員に対する質疑はこれで終了します。持原議員には、本委員会に出席していただきありがとうございました。

〔紹介議員退席〕

○委員長（福元光一） それでは質疑を終了し、討論・採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 継続審査の声はありませんので、これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本請願は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 御異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

なお、意見書の提出の発議については、後ほど協議しますので御了承願います。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○財政課長（今井功司） 今回は特にございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時24分休憩

~~~~~

午後1時24分開議

~~~~~

**○委員長（福元光一）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△税務課・収納課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、税務課及び収納課

の審査に入ります。

△議案第54号 薩摩川内市税条例の一部  
を改正する条例の制定について

○委員長（福元光一） それでは、議案第54号  
薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（山口秀昭） 議案第54号薩摩川内  
市税条例の一部を改正する条例の制定について御  
説明いたします。

議案つづり（その1）の54-1ページであり  
ます。

提案理由につきましては、本会議で部長から説  
明いたしておりますので省略させていただきます。

説明は、総務文教委員会資料で行いますので、  
資料の1ページをお開きください。

大きな1番目の市税条例の改正の概要でありま  
すが、（1）法人住民税の税率改正であります。法  
人住民税の創設に対応して、法人税割の標準税率  
及び制限税率が引き下げられたことに伴い、法人  
住民税法人税割につきまして現行税率14.7%を  
12.1%に引き下げるものでございます。

この改正は、地域間の税源偏在性を是正し、財  
政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割  
の一部が国税化され、地方交付税の原資化とされ  
るものでございます。平成26年10月1日以後  
に開始する事業年度から適用されるものでござい  
ます。

（2）軽自動車税です。国及び地方を通じた自  
動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車税の標準  
税率を自家用自動車は1.5倍、その他は約  
1.25倍に引き上げるものでございます。適用は、  
平成27年度からとなります。

内容につきましては、表にお示ししていると  
おりでございます。主なものは、原動機付自転車に  
つきましては50ccバイクが年額1,000円か  
ら2,000円に、四輪以上の乗用自家用車は年額  
7,200円から1万800円に、四輪以上の貨物  
用自家用車、軽トラックは年額4,000円が  
5,000円になるものです。

2ページをお開きください。

一番上、米印の1番です。三輪以上の軽自動車  
につきましては、平成27年4月1日以後に最初  
の新規検査を受けるものから、新税率が適用され

ることとなります。平成26年度までに最初の新  
規検査を受けたものにつきましては、現行税率に  
据え置くこととなります。

なお、軽自動車税のグリーン化を進める観点か  
ら、最初の新規検査から13年を経過した三輪以  
上の軽自動車につきましては、平成28年度分か  
ら税率が引き上げられることとなります。表のと  
おりでございます。

四輪以上の乗用自家用車は、年額7,200円か  
ら1万2,900円に、四輪以上の貨物用自家用車、  
軽トラックは、年額4,000円から6,000円  
になるものです。改正によります軽自動車税の負  
担の変化、自家用乗用車につきましては図で①か  
ら④までお示ししてあります。

3ページの一番上の③でございますが、平成  
27年5月に新車に買いかえたケースを御説明い  
たします。このケースは、翌年の平成28年度か  
ら課税が発生することから、平成28年度から引  
き上げ後の1万800円に課税されることとなり、  
13年経過後の平成41年度から1万2,900円  
となるケースでございます。

（3）固定資産税につきましては、償却資産に  
係る課税標準の特例措置の創設・拡充、わがまち  
特例の導入であります。平成27年度分以後の年  
度分の固定資産税について適用されることとなり  
ます。

特例の対象となる施設、特例割合につきましては  
表でお示しのとおりでございます。対象となる  
のは、汚水または廃液処理施設ほか5施設、特例  
割合は2分の1から4分の3となっております。

大きな2番目、その他で、その他所要の規定の  
整備を行うこととしております。

大きな3番目、施行期日等でございますが、法  
人市民税法人税割につきましては本年10月1日、  
軽自動車税につきましては平成27年4月1日、  
固定資産税につきましては公布の日から施行す  
ることいたしました。

改正の影響でございますが、法人市民税法人税  
割につきましては、本年10月1日以後の事業開  
始年度の法人が対象となることから、本年度の影  
響はないと思われま。また、平成27年度で一  
部、平成28年度から通年に影響が出る見込みで  
あります。平成24年度決算額現年分で約5億  
3,100万円を100とした場合に、平成27年  
度で約1,200万円の減、平成28年度で約

9,400万円の減というふうに見込んでおります。

軽自動車税の影響でございますが、平成27年度分から1.25倍から1.5倍に引き上げに係ります影響につきましては、約1,000万円の増と見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（福元光一）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時31分休憩

~~~~~

午後1時32分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○税務課長（山口秀昭）特にございませぬ。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時33分休憩

~~~~~

午後1時34分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△総務課の審査

○委員長（福元光一）次に、総務課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○総務課長（田代健一）ありません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、総務課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時35分休憩

~~~~~

午後1時35分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△秘書室の審査

○委員長（福元光一）次に、秘書室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○秘書室長（鬼塚雅之）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川添公貴）今度、10周年記念事業で各種団体等に表彰の推薦依頼を出されていると思うんですが、現状どのようになっているのか。おおむねどれぐらいの団体から上がってきているのか、それだけ教えていただきたいと思います。

○総務部長（今吉俊郎）10周年記念事業の市政功労者につきましては、先ほどの総務課が所管でございまして、秘書室は担当しておりません。申しわけございません。

○委員（川添公貴）賞罰については秘書室の取り扱い事項ということで秘書室でお願いしたんですけれど、ついては今の質問を担当部長として答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（今吉俊郎）後ろに総務課長がおりますので、総務課長に答弁させます。

○総務課長（田代健一）今、部長のほうからございましたように、10周年の記念事業のうち市政功労者についての表彰につきましては、総務課の10周年記念事業のほうで担当いたしております。

これまでのところ、各課、各推薦団体等からの推薦等の集計をいたしまして40を超える個人団体の各課からの推薦があったところでございます。現在もまだ推薦等の集計中でございまして、今後10周年の検討の委員会の中で候補の絞り込みを行い、10周年の記念式典にぜひ発表ができるよう事務をしてまいりたいと考えております。

○秘書室長（鬼塚雅之）今説明がありました総務課からの分は市政功労者の表彰の関係でありまして、秘書室で所管しております市民表彰につきましては、件数的には合計で23、今推薦依頼があったところであります。

以上です。

○委員長（福元光一）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、秘書室を終わります。御苦労さまでした。

△文書法制室の審査

○委員長（福元光一）次に、文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○文書法制室長（堀ノ内孝）それでは、資料によりまして情報公開制度及び個人情報保護制度に係る平成25年度の運用状況について御報告いたしますので、総務部関係資料の4ページをお開きください。

まず、1の情報公開条例に基づく公文書の開示請求の状況等でございますが、(1)の表をごらんください。開示請求件数は実施機関別に市長部局が18課30件、教育委員会3課3件、議会4件の合計37件でございました、平成24年度は42件でしたので請求件数は全体で5件の減となっております。これらの請求に対する処分状況につきましては、実施機関全体で開示19件、部分開示13件、不存在6件となっております。

次に、(2)でございます。右側の表でございます。部分開示、不開示となったものの決定理由を項目ごとに示したもので、それぞれ条例第7条に規定する個人情報等の不開示事由に該当したものであります。

次に、(3)は不服申立ての状況で、昨年度は不服申立てはございませんでした。

次の(4)は、情報公開コーナーの利用状況で、昨年度一般の方から123人の利用がありました。平成24年度は185人でありましたので、62人の減少となっております。

一つ飛んで(6)の開示請求内容等につきましては、記載のとおりでございます。最近の請求の傾向といたしましては、工事設計書等の請求がふえている状況でございます。

次に、8ページをお開きください。下のほうの2の個人情報保護関係の開示請求です。

(1)の表でございますが、昨年度の開示請求件数は実施機関別に市長部局が3課3件、教育委員会1課2件の合計5件でございました。平成

24年度の請求件数は1件で、全体で4件の増となっております。主な請求内容は、次の米印のとおりで指導要録、相談記録、報告書、成績開示の請求などです。

(2)と(3)についてですが、訂正請求・利用停止請求、不服申立てはございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時42分休憩

~~~~~

午後1時43分開議

~~~~~

**○委員長（福元光一）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△財産活用推進課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、財産活用推進課の審査に入ります。

△所管事務調査

**○委員長（福元光一）** それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** お疲れさまでございます。財産活用推進課からは自動販売機の設置につきまして、入札制度を導入することについて御説明させていただきますので、総務文教委員会資料の9ページをお開きください。

説明の前に、まことに申しわけございませんが、資料の一部訂正をお願いいたします。10ページの大きな3の④でございます。施設の設置条例の改正をする条例の数を12としておりますが、10の誤りでございましたので、まことに申しわけございませんが、訂正方をよろしくお願いたします。12施設が10の施設でございました。

まことに申しわけございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。まず、この入札制度の導入に至った経緯でございますが、財政運営プログラムの歳入確保策の取り組み、新たな財源の確保策として平成25年度の取り組みとして検討を進めてまいりました。

自動販売機の入札制度の導入につきましては、地方自治法第238条の4第2項の規定を活用いたしまして、本市の行政財産の床面積及び敷地の一部を入札により決定した自動販売機設置業者に貸しつける方法で行うことといたしまして、平成25年12月に薩摩川内市自動販売機の公募制度導入にあたっての取り扱い指針を定めたとごうございます。

次に、自動販売機設置に係る現状についてでございますが、(1)では、設置状況につきましては、本年4月1日現在、飲料の自動販売機が95の施設に242台設置されております。内訳といたしましては、各種団体設置が69台、メーカー設置が79台、指定管理者等が設置した自動販売機94台となっております。設置の方法といたしましては、行政財産の目的外使用での使用許可又は設置条例等に基づきます使用許可を行っております。

使用料の徴収にあたりましては、薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例に基づく場合につきましては、土地及び建物の固定資産評価額に、土地にあつては評価額の100分の4、建物のあつては評価額の100分の7を乗じて得た額で使用料を算定しております。

②では、条例に定めがある場合につきましては、各条例の定めるところによるとしておりまして、12ページに参考資料として掲載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、入札制度導入における方針でございますけれども、同取り扱いの方針を定めまして、平成26年1月1日より適用させていただきます。新規の設置につきましては、既に入札制度については導入をいたしております。

既に設置されている自動販売機につきましては、③で上げてあります公募対象外を除き平成27年4月、来年4月から随時入札制度を導入したいと考えております。既に設置されている自動販売機のうち、アにつきましては社会福祉団体等、それから財政支援を必要とする団体、収益を財源とし

て広域活動を行う団体等が継続して設置を許可する場合、またイでは災害協定を結んでいる災害対応型自動販売機として継続して設置許可をする場合、それからウでは指定管理者が設置する場合、エでは施設内で食堂売店等を運営する事業者が設置する場合、その他特別な事情がある場合、これらアからオにつきましては、当分の間は公募対象外といたしたいと思っております。

なお、条例に使用料の定めのある場合につきましては、今回のこの入札制度の導入ができるように、本年9月議会において財産活用推進課において一括して条例改正を行いたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、主なスケジュールでございますが、9月に今御説明させていただきました条例改正を、一括の条例改正を行いたいと考えております。それを受けまして、10月、11月でメーカーへの説明、12月で公募、それから来年2月に入札を実施しまして、4月から自動販売機の設置ということになるというスケジュールでいきたいと考えております。

11ページには、自動販売機の設置状況を掲載してございますのでごらんいただきたいと思います。

12ページには、条例に使用料の定めのあるものの状況を掲載してございます。

この条例のうち、遊湯館、それから鷹の巣冷泉を除く10条例につきましては、9月議会におきまして一括で条例を改正する条例を上程させていただき予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、自動販売機の入札制度の導入についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○委員長（福元光一）** ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願ひます。

**○委員（川添公貴）** 初歩的なことをちょっと教えてもらいたいですけど。今回これで9月以降整理して定めていくというのは十分理解したんですけど、この100分の2とか売り上げの、条例で決まっている、それらを含めて。これは場所代なの。それともどこも自動販売機ちゃ電気を食うんで、電気メーターを別に設置してその分は自己負担していただくのか。どうもよくわからんもん

で、そこ辺のを教えてもらえればと思います。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 今回のこの入札制度につきましては、地方自治法の一部改正が平成18年にございまして、行政財産の一部であっても貸しつけることができるというところがございましたので、その一部につきまして薩摩川内市の事業としてここに自動販売機を設置するという、貸しつけする場所について、入札制度で設置していただくということになりますので、今あったように場所代ということになります。当然、電気料等についても業者負担ということになります。

**○委員（川添公貴）** そうすると、大体9月に聞きゃいいんでしょうけど、この入札制度で持ってきたときに、大体どれくらいの財産収入見込みがあるのかどうか、予定しているのか、それだけちょっと簡単に教えていただけませんか。

**○財産活用推進課長（平原一洋）** 入札制度でございますので、幾らくらいかというのはなかなか算定は難しいところでございますが、入札制度を既に導入した鹿屋市、鹿児島市それから出水市等にありまして、大幅な収入増になっているというはあるようであります。

また、財団法人であります地方自治研究機構というのが、全国のこういう制度を導入した自治体へのアンケートを行った結果では、大体平均で1台当たり大体22倍程度収入が上がったということ等も考えられますので、今の入札につきましては、設置場所によりまして相当ばらつきもございまして、それなりの収入増は見込めるというふうなことで取り組んでまいりたいと考えております。

**○委員長（福元光一）** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福元光一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後1時52分休憩

~~~~~

午後1時52分開議

~~~~~

○委員長（福元光一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△契約検査課の審査

○委員長（福元光一）次に、契約検査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

まず、当局に補足説明を求めます。

○契約検査課長（堂元清憲）建設工事の入札状況につきまして、平成25年度の数値等が確定をいたしておりますので、その内容について説明をいたします。

資料の13ページでございます。

1の（1）ですが、入札の執行件数と平均落札率でございます。平成25年度は388件を執行いたしております。平均落札率が91.73%ございました。

次に（2）ですが、これは一般競争入札の工種ごとの開札の状況です。入札1件当たり申込業者数のほか記載のとおりでございます。右から2番目の欄ですが、入札の不調ですが、7件の理由の内訳についてですが、落札候補となった方が施工体制調査によりまして失格となったものが3件、受注制限に該当によるものが4件でございます。

なお、これらにつきましては後日再度入札公告をいたしまして、いずれも落札となっております。また、同額による抽選、くじでございますが、この落札の件数が104件、27.3%です。これは昨年度とほぼ同様の数値になっております。

次に、14ページです。

（3）は一般競争入札の金額区分別の発注件数です。381件の内訳です。1,000万円未満の工事が248件、全体の65%となっております。下の表はコンサル業務委託でございます。全て指名競争入札です。各区分の平均落札率等でございます。不調の2件ですが、これはいずれも予定価格に達しなかったものでございます。設計の一部見直しを行いまして、再度指名通知をしまして落札となっております。

次に、15ページです。

3は同じく一般競争入札の月別の発注件数などの状況です。上の折れ線の三角のグラフのほうは平均落札率、棒グラフが発注の件数、下の折れ線、黒丸になっておりますが、これが入札1件当たりの参加者数を表しております。

下の表4ですが、これも同じく工種別の平均落札率です。右の横じまのほうの棒グラフが25年度、左は24年度でございます。土木一式、建築一式など、5工種では昨年度を上回った率となっております。

なお、平成25年度は4月と9月に入札制度の見直しを行っております。施工体制調査審査基準額の引き上げでございましたが、それが落札率に反映されているというふうに捉えております。

次に、16ページです。

これは、工事成績評定の状況でございます。折れ線グラフの上のほう三角が月別の最高点です。ひし形が平均点、四角が最低点をあらわしております。棒グラフは成績評定を行った工事の件数でございます。その下の表ですが、これは平均点の推移ですが、一番右に各年度の平均点がございませぬ。本年度は72.00点ということで、これまでの最高点となっているところでございます。

その下の6ですが、これは総合評価落札方式の状況です。昨年度は16件実施をいたしました。亀山小学校の屋内運動場の新築工事、消防庁舎の主塔補助塔新築工事等でございます。平均落札率が95.5%でした。一番右の逆転件数ですが、これは応札が最も低い金額の方以外の方が落札をしたものでございまして、5件ありました。

資料のほうは以上ですが、続きまして総合評価落札方式におきます評価対象のボランティア活動に関することで御報告でございます。

3月の委員会におきましては、本市の建設業の方を対象に実施したアンケート調査の結果を御報告いたしましたところございまして、あわせて業界の方の意見を直接お聞きしながら対応したいというふうに申し上げたところでございました。

つきましては、業界のこれまで8団体の代表者の方を含め、役員の方々から御意見をお聞きしたところでございます。さまざまな御意見をいただいております。この意見調書を通じまして、皆さん方がボランティア活動自体に関しましては、会社として非常に積極的に取り組まれているという状況がよくわかりました。その中で、課題となっております総合評価の評価項目についてでございますけれども、この評価項目としていることにつきましては、否定できない件ももちろんございましたけれども、現在の項目でよいという意見、双方御意見ございました。

また、評価対象の限定でございます。これは、市が管理をする公共施設等あるいはゴールド集落へのボランティア実績の評価ということでしているわけですが、この限定に関しましては、この限定を外してほしいという御意見、あるいは現在のままのほうがよいという御意見、これも双方ございました。そのほか、これ以外のさまざまなボランティアに取り組んでおられることから、現在評価の対象としていないものにつきましても、そういったボランティアも考慮できないか、評価の対象にしてもらえないかという、そういった御意見もございました。

具体的には、毎朝、交通安全活動、児童生徒の皆さんの通学路での交差点での誘導とか、あるいは学校の生徒さんのインターンシップということで、職場の実習体験等をボランティアということで実施されているところなどございました。こういった項目も考慮できないかという意見もいただいております。この総合評価の評価項目でございますけれども、この評価につきましては落札決定に直接影響を及ぼしてまいります。

この設定にあたりましては、学識経験者からの意見聴取ということで、これは法令のほうで義務づけられております。本市におきましては、総合評価技術委員会委員ということで、国・県の方に委嘱をいたしております。本件についても、御意見を聞きながら現在進めているところでございます。以上、報告でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（福元光一） ただいま当局の説明がありました。これを含めてこれより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。御苦労さまでした。

~~~~~

午後2時 休憩

~~~~~

午後2時1分開議

~~~~~

**○委員長（福元光一）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△防災安全課の審査

**○委員長（福元光一）** 次に、防災安全課の審査に入ります。

△議案第62号 平成26年度薩摩川内市  
一般会計補正予算

**○委員長（福元光一）** それでは、審査を一時中止しておりました議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○防災安全課長（角島 栄）** 平成26年度第1回補正予算に係る防災安全課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

予算書・予算に関する説明書（第1回補正）の25ページをお開きください。

25ページの2列目になります。9款1項消防費、6目災害対策費を1,240万円の増額をお願いするものでございます。財源の内訳としましては、離島活性化交付金を活用し、国庫支出金489万4,000円と、一般財源705万6,000円となっております。

恐れ入りますが、総務文教委員会資料の19ページをお開きください。

子岳地区避難道路整備事業でございます。この事業は、離島活性化交付金事業を活用し、地震による津波発生時における住民の安全安心を確保するため、下甑町子岳・松山地区に避難道路を整備するものでございます。

写真では、松山地区、コーゲージと示されているところでございます。なお、この事業につきましては、平成24年度下甑・鹿島地区地域まちづくり懇話会で、子岳地区コミュニティ協議会から津波対策のための避難道路、避難場所の整備についても要望があったものでございます。

写真で見られますように、片野浦浜田地区につきましては、海拔1.8メートルであり、浜田地区から旧子岳小学校までの高台までの長い川沿いを通っていくということになり、近くに避難所が必要となることから要望されているものでございます。

また、この地域におきましては、鹿児島県地震等災害予測調査におきましても、甑島東方沖地震、

南海トラフ地震において2メートルから3メートルの津波到達予測が示されているところがございます。

工事概要につきましては、補正予算資料平成26年度第1回補正予算の概要の13ページをお開きください。13ページの一番下の段の(3)の6の記載のとおりでございますが、車両が通行できる道路部分が幅2.5メートル、長さ150メートル、その後、幅1メートル、長さ40メートル階段になっております。

(資料を示し) 予算概要で……。

○委員長(福元光一) どうぞ、いいですよ。どうぞ、進めてください。

○防災安全課長(角島 栄) 概要の13ページになっております。道路が幅2.5メートル、長さ150メートルで、その後幅1メートル、長さ40メートルの階段になっているところがございます。その頂上に40メートル掛ける20メートルの避難場所を設置する予定でございます。なお、避難場所につきましては海拔54メートルの位置になっております。

以上で、補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長(福元光一) ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員(杉藺道朗) 今説明がありました、せんだったの議員の意見交換会で、この子岳地区に行きまして現場は見させていただきました。早速に対応して補正でということでございますので、地域住民の方々もまた安心されると思いますが、1点だけ。議決後およその事業開始、大体いつくらいまでに済ませる予定になっているのか、大体見通的なものは立たれていますでしょうか。

以上。

○課長代理(寺田和一) 事業の期間でございますが、実は隣に保安林もございまして、保安林解除も含めまして年度内の工期というふうに見込んでおります。

○委員(杉藺道朗) 年度内ということで、ちょっと漠然というか、あれなんですけれども。保安林解除等もあるということもありますので、とにかく地元の方々としてみれば、いつ何どき災害が起こるか分からないという、こういう事情です。

いっときも早い完成をよろしくお願いします。

以上です。

○委員長(福元光一) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一) 質疑はないと認めます。

以上で、議案第62号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長(福元光一) 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○防災安全課長(角島 栄) 特にございません。

○委員長(福元光一) これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一) 質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時7分休憩

~~~~~

午後2時8分開議

~~~~~

○委員長(福元光一) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△原子力安全対策室の審査

○委員長(福元光一) 次に、原子力安全対策室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 特にございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時9分休憩

~~~~~

午後2時9分開議

~~~~~

○委員長（福元光一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（福元光一） 次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（森園一春） 特にございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時10分休憩

~~~~~

午後2時11分開議

~~~~~

○委員長（福元光一） 休憩前に引き続き、会議

を開きます。

△会計課の審査

○委員長（福元光一） 次に、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○会計課長（今吉美智子） 特に報告はございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩します。

~~~~~

午後2時12分休憩

~~~~~

午後2時13分開議

~~~~~

○委員長（福元光一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（福元光一） 次に、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（福元光一） それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○監査事務局長・公平委員会事務局長（火野坂博行） 特に報告事項等ございません。

○委員長（福元光一） これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一） 質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

---

△議事調査課の審査

○委員長（福元光一）次に、議事調査課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（福元光一）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

報告はありませんか。

○議事調査課長（道場益男）特にございません。

○委員長（福元光一）これより所管事務全般の質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。御苦労さまでした。

---

△少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書の提出について

○委員長（福元光一）次に、先ほど請願第3号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮ります。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加してこれを議題にします。

まず、書記に意見書案を配付させます。

〔意見書案配付〕

○委員長（福元光一）意見書案は、請願書の内容と同様なものとなっておりますので、朗読は省略します。ごらんいただきたいと思います。（巻末に意見書案を添付）

それでは、この意見書案について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に御一任い

ただくこととして、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、本意見書案を提出します。

---

△地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○委員長（福元光一）次に、採択した請願第4号関係になりますが、ここでお諮りします。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加してこれを議題にします。

まず、書記に意見書案を配付させます。

〔意見書配付〕

○委員長（福元光一）意見書案は請願書の内容と同様なものとなっておりますので、朗読は省略します。ごらんいただきたいと思います。（巻末に意見書案を添付）

それでは、この意見書案について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に御一任いただくこととして、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、本意見書案を提出します。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（福元光一）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~  
午後2時17分休憩
~~~~~  
午後2時21分開議  
~~~~~

○委員長（福元光一）ここで本会議に戻します。

△閉会中の継続調査

○委員長（福元光一）ここで、閉会中の継続調査についてお諮りします。

閉会中の継続調査についてはお手元に配付のとおり議長に申し出たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で総務文教委員会を閉会いたします。

本日は大変御苦労さまでした。

【卷末資料】

請願文書表

意見書案

閉会中の継続調査について

| | | | |
|--|--|-------|-----------------|
| 受 理 番 号 | 請願第 3 号 | 受理年月日 | 平成 26 年 6 月 4 日 |
| 件 名 | 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2015 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書 | | |
| 請 願 者 | 薩摩川内市神田町 1 番 10 号 鹿児島県教職員組合北薩支部薩摩川内地区協議会 議長 領家 栄昭 | | |
| 紹 介 議 員 | 佃 昌樹 | | |
| 要 旨 | | | |
| <p>35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と広げてきたが、35 人以下学級の 3 年生以上への拡充が予算措置されていない。</p> <p>日本は、OECD 諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うために、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。</p> <p>社会状況等の変化により学校は、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。さらに、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっており、加えて、いじめ、不登校など生徒指導の課題もある。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進など計画的定数改善が必要である。</p> <p>いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人～35 人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの表れであり、国の施策として財源保障すべきである。</p> <p>また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が小中高校の望ましい学級規模として、26 人～30 人を挙げており、国民も 30 人以下学級を望んでいることは明らかである。</p> <p>三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され、教員の非正規職員も増えている。</p> <p>子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠である。</p> <p>こうした観点から、2015 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。</p> <p>2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。</p> | | | |

| | | | |
|--|---|-------|-----------------|
| 受 理 番 号 | 請願第 4 号 | 受理年月日 | 平成 26 年 6 月 9 日 |
| 件 名 | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書 | | |
| 請 願 者 | 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号 薩摩川内市職員労働組合 執行委員長 上 菌 哲也 | | |
| 紹 介 議 員 | 持原 秀行 | | |
| 要 旨 | | | |
| <p>被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。</p> <p>また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。</p> <p>地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保証した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要がある。</p> <p>公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次のとおり措置されるよう、貴議会において、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を政府関係者に提出されるとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いする。</p> | | | |
| 記 | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> 1 地方財政計画、地方税の在り方及び地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議の下に決定すること。 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体が復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な収収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。 5 償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。 7 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。 8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。 | | | |

発議第 号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出する。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 福元光一

提 案 理 由

子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠である。

ついては、関係行政庁に対し、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成27年度政府予算に係る意見書(案)

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と広げてきましたが、35人以下学級の3年生以上への拡充が予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人一人の子どもに丁寧な対応を行うために、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人一人の子

どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。さらに、日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっており、加えて、いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進など計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの表れであり、国の施策として財源保障すべきです。

また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人～30人を挙げており、国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体財政が圧迫され、教員の非正規職員も増えています。

子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもの学ぶ意欲・主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、平成27年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度における国の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

発議第 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会
総務文教委員会
委員長 福元光一

提 案 理 由

地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。また、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

ついては、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが

議論されていますが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要であります。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保証した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税の在り方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成27年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府においては下記のとおり措置されるよう強く求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方税の在り方及び地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議の下に決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図り、採択要件を緩和し、被災自治体が復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する平成28年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 5 償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源

から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

- 7 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書

を提出します。

平成 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

閉会中の継続調査について

総務文教委員会

(調査事項)

- 1 行財政運営及び会計事務について
- 2 市有財産の管理及び利活用について
- 3 市税の賦課徴収について
- 4 入札・契約制度の運用及び工事検査について
- 5 消防行政について
- 6 防災行政について
- 7 学校教育について
- 8 社会教育について
- 9 文化財の保全・利活用及び文化振興について
- 10 スポーツの振興について
- 11 総務事務について
- 12 選挙管理委員会・監査委員・公平委員会の事務について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 福元光一